


CHUBB®

Business
Report
2019



1920 ▶

100 years

フィラデルフィアでの誕生から200年を超えて。
2020年、チャブ保険は日本で100周年。

2020年、おかげさまでチャブ保険はここ日本において100周年を迎えます。
この100年という年月は、国内の外資系損害保険会社としては最も長く、
豊富な経験と実績が積み重ねられた歴史でもあります。

1920年(大正9年)横浜から歩みを始め、その時々にお客様のご家族、暮らし、
会社、仕事など大切なもの一つひとつをお守りしてきました。豊富な商品構成や
サービス、優れた財務力、卓越した保険引受能力、高品質の損害サービスで
あなたのかけがえのないチカラになりたいと考えています。

1792年米国フィラデルフィアでの誕生から200年以上が経ち、2020年日本での
歴史も100年を迎え、私たちチャブ保険は培われた経験と実績に一層磨きをかけ
これからの100年を、未来を見つめています。

Contents

ごあいさつ Message from the CEO	2
数字で見るチャブ・グループおよび チャブ保険の企業価値について	4
経営について	7
会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革 トピックス	23 24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス(法令等遵守)体制	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	31
リスク管理	32
社外・社内の監査体制	37
勧誘方針	37
個人情報保護	38
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	50
商品・サービスについて	51
保険のしくみ	52
商品ラインナップ	56
お客様サービス〈個人向けサービス〉	57
お客様サービス〈企業向けサービス〉	59
損害サービス	60
業績データ	61
事業の概況	62
経理の状況	72
企業集団等の状況	90
その他	101
損害保険用語の解説	102
店舗所在地一覧	104

ディスクロージャー誌「Business Report 2019」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、わかりやすく説明するためのものです。当社を理解していただくうえでお役に立てば幸いです。

※本誌は、「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。



ブラッド・ベネット

Chubb 損害保険株式会社

代表取締役社長 兼 CEO

チャブ・ファー・イースト リージョナル・プレジデント

チャブ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント

ごあいさつ Message from the CEO

平素よりチャブ保険をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。代理店の皆様および当社従業員が一丸となって取り組んだ結果、2018年度は素晴らしい成果を収めることができました。

2018年を振り返ると、世界各地で非常に多くの災害が発生し、日本だけではなく世界中の保険業界にとって困難な一年となりました。しかしこうした厳しい状況下にあってもチャブ・グループでは、過去最高の投資収益を達成するなど、非常に堅調な営業成績および引受成績を残すことができました。総収入保険料は4.4%増加し380億USDとなり、そのうち65%は法人向け、35%は個人向け保険によるものでした。依然チャブ・グループは世界最大級の上場損害保険会社としてあり続け、その時価総額は630億USDとなっています。また権威ある雑誌『フォーブス』による世界各国の上場企業の収入、利益、資産および時価を測定した2019年版「世界の有力企業 2000 社ランキング(グローバル 2000)」において、チャブ・グループは損害保険会社のトップに選ばれています。

先にも申し上げましたが、2018年度日本では災害により過去最高額の損害がもたらされました。当社は代理店の皆様のご協力のもと力を合わせ、そして従業員が力を尽くすことによりこの困難な時期を乗り切り、災害に遭われたお客様に対して安心と補償をお届けすることができました。2018年度当社がお客様にお支払いした保険金は過去最高額を記録したものの、正味収入保険料は3.0%増の233億円、税引後利益は1.46億円と良好な結果を残せました。さらにソルベンシーマージンは引き続き業界トップクラスの1609%となり、当社の強固な資本基盤と十分な支払い能力を証明しています。また法人向け・個人向けともにすべての商品ラインで順調な成長を遂げており、特に火災保険、新種保険、旅行保険、傷害保険において大いに飛躍することができました。

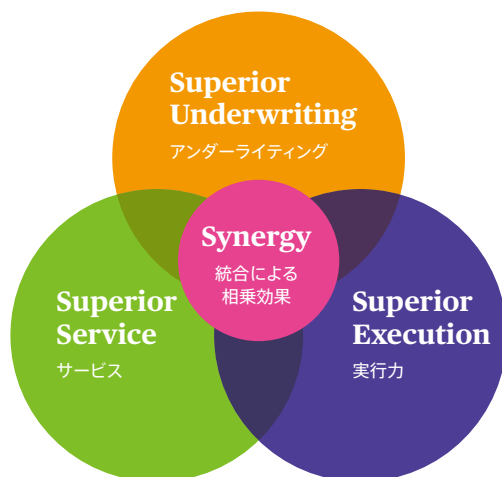
当社にとって2020年は、日本において100周年を迎える重要な節目の年となります。1920年(大正9年)に横浜で最初の保険契約をお引き受けして以来、会社名は何度か変わりましたが、お客様への献身が変わることはありません。当社の使命は世界水準の保険商品とサービスをお客様にお届けし、お客様ご自身にとって一番大切なものをお守りすることです。昨年の大災害において、保険に加入されていないお客様や十分な保険をかけられていないお客様が今もお多数おられ、家族、家、事業を守るため保険事業がいかに必要とされているか改めて再認識することができました。当社はこれからも保険業界においてお客様への弛まぬ献身を続け、絶え間なく進化するこの世界で可能な限りリスクを軽減し、より多くのお客様に評価される新商品やサービスを生み出し続けてまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



数字で見るチャブ・グループおよび チャブ保険の企業価値について

2016年1月、親会社であるエース・リミテッドのチャブ・コーポレーション買収に伴い、国内においても同年10月、社名をチャブ保険としてスタートしました。このエースとチャブの経営統合により誕生した新生 Chubb ブランドは、単に商標・商品の変化にとどまらず、実質的な経営面のシナジーを大いに得ることとなりました。加えて来る2020年には、ここ日本においてチャブ保険が100周年を迎え、1世紀にわたり育んできた強い絆によりお客様から一層の信頼を得ています。世界を舞台にしたチャブ・グループと日本におけるチャブ保険双方の主な強みと概況を挙げ、企業価値の一端を記します。



チャブ・グループの 主な強み

※2018年12月末現在

Chubb Group

チャブ保険の概況

※2019年3月末現在

Chubb Japan

Craftsmanship

マンパワーに求められるクラフトマンシップ (職人技)

保険は、ある意味緻密な技術に裏づけられたクラフトマンシップ (職人技) をもって成立するビジネスと言えます。私たちチャブ保険は、このクラフトマンシップをマンパワーに求める4つの理想として常に標榜し、かつ仕事に臨むうえで求め続ける課題と捉えています。



強固な財務基盤

時価総額ベースで世界の上場している
損害保険会社ランキング

No.1*

* 2019年版「世界の有力企業2000社ランキング(グローバル2000)」
損害保険会社部門より

時価総額 約6.5兆円

総収入保険料 約4.1兆円

総資産 約18.4兆円

世界で事業を展開している国

54カ国

従業員数

約30,000人

フィラデルフィアでの誕生以来
受け継がれる歴史

227年

S&P社保険財務力格付

AA

堅実な財務基盤

総収入保険料 約646億円

単体ソルベンシー・マージン比率 1,609.3%

総資産 約642億円

全国の営業拠点

30カ所

代理店ネットワーク

2,093店舗

日本での実績
外資系損保会社として最長

2020年に100年

S&P社保険財務力格付

A+

顧客満足度調査

93.0% 対応サービス全般に
対する満足度
(当社調べ)

チャブ保険の主な商品・サービス構成

チャブ保険はグローバルな優位性を活かし、お客様や業界の多様なニーズに対応した保険商品やサービスを提供しています。

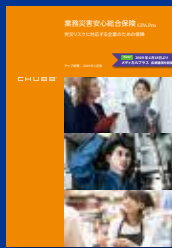
※ 2019年3月末現在

特徴的な商品

GPA Pro

(業務災害安心総合保険)

労災事故によるケガや精神疾患から賠償責任まで幅広く補償



WIZ

(団体総合補償制度費用保険)

多様なニーズに応じてオーダーメイドで組み立てられる企業・団体のための保険



Property Pro Advance

(企業財産総合保険)

企業の所有財産や逸失利益を合理的なプランで設計できる財物保険



多岐にわたる商品構成

特定のマーケットやニーズに合わせた主な保険

- マラソン保険
- クラシックカー保険
- 車両地震保険付自動車保険
- 旅のキャンセル保険
- 興行中止保険

個人向けの主な保険

- 自動車保険
- 旅行保険
- 住まいの保険
- からだの保険

法人向けの主な保険

- 従業員のための保険
- 企業経営者のための保険
- スポーツイベントのための保険
- 建設業向けの保険
- 財物・利益の保険
- 賠償責任保険

充実の保険サービス

- 365日24時間の無料通話による事故受付
- 充実したロードサービス(自動車保険)
- SOSホットライン(からだの保険)
- 安心の24時間日本語サービス(海外旅行保険)



経営について

会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	18
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	22
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革	23
トピックス	24
会社の運営	26
内部統制の基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの体制	28
コンプライアンス(法令等遵守)体制	29
環境問題への取り組み	30
第三分野保険の責任準備金の確認	31
リスク管理	32
社外・社内の監査体制	37
勧誘方針	37
個人情報保護	38
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	50

会社概要

Chubb 損害保険株式会社 概要

企業データ

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。1999年7月、エース・リミテッドによる米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門の買収を始め、2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収。エース・リミテッドがチャブ・リミテッドへと社名変更したことを受け、2016年10月に日本でもチャブの名を冠した社名へと変わりました。

チャブ保険はそのチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受ノウハウ、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開等によりお客様のご要望にお応えします。

名称	Chubb 損害保険株式会社 略称：チャブ保険 英文社名：Chubb Insurance Japan
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
創立	1996年1月26日(日本法人化)
株主	チャブ・リミテッド 100%
代表者	代表取締役社長 兼 CEO ブラッド・ベネット
資本金	50億円(2019年3月現在)
総資産額	642億1,400万円(2019年3月末現在)
元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)	589億6,300万円(2019年3月期)
正味収入保険料	232億9,100万円(2019年3月期)
単体ソルベンシー・マージン比率	1,609.3%(2019年3月末現在)
保険財務力格付	スタンダード&プアーズ社 A+(2019年7月現在)

チャブ保険のミッション

共通の目的 “Common Purpose”

チャブ保険は共通の目的 “Common Purpose” に基づき、お客様、パートナーである代理店、将来のリーダー社員を対象に以下のミッションを標榜し、その遂行に力を注いでいます。

- 私たちは、お客様が困難に直面した時、お客様に確かな安心と補償を提供します。
- 私たちは、ビジネスパートナーに、次の世代につながる繁栄と成功を約束し、未来につながる信頼を構築します。
- 私たちは、高い基準と倫理観を掲げ、その実践を通じて将来のリーダーを育成します。

チャブ・グループ行動指針

Integrity | 誠実

私たちは、法令や規則、会社の方針を、行動の両面において遵守します。常に公正さ、品性を保ち、倫理的に行動します。

Client Focus | お客様中心

私たちは、お客様のために真摯に行動します。お客様のリスクを理解することに努め、お客様に最適なソリューションを提案し提供します。

Respect | 尊敬

私たちは共に働く仲間に敬意を持って接し、ビジネスパートナー、地域社会を大切にします。公正な対応を行動の基本とし、多様性を認め、互いに信頼し尊重し合うことを重んじます。

Excellence | エクセレンス

私たちは、お互いの優れた仕事を認め、それに報います。最高水準の仕事を成し遂げるために、私たち一人ひとりがオーナーシップを持って行動します。

Teamwork | チームワーク

私たちは、活発なコミュニケーションと協力が成果を導き出すという信念のもと、積極的な取り組み、異なる視点、建設的な批判を奨励し、自信と誇りを持って行動します。

チャブ保険の経営指針

チャブ保険は「5つの指針」のもと、お客様のニーズと満足を重視した商品とサービスの提供、大切なパートナーである代理店との関係強化、収益性の向上を追求しています。

- ディストリビューションの飛躍的な拡大
- スキルレベルの向上
- 経費の管理
- 営業業務の改善
- 商品・サービス力の強化



チャブ保険の強み

- **格付ランク「A+」。**安定した財務基盤をベースに、お客様の信頼にお応えします。
米国格付機関スタンダード & プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および発行体格付ともに信用性の高い「A+」を獲得。優れた財務基盤に裏づけられた安心をご提供します。なお、最新の格付情報については、スタンダード & プアーズ社の公式ホームページ (<https://www.standardandpoors.com>) またはスタンダード & プアーズ社 (電話：03-4550-8000) までお問い合わせください。
- **単体ソルベンシー・マージン比率 1,609.3% は、高い支払い能力の証です。**
あらゆるリスクや環境変化への安定した対応をめざし、保険金の支払い能力の強化を積極的に推進しています。単体ソルベンシー・マージン比率は、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされる 200% を大きく上回る 1,609.3% *。巨大災害の発生や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危機が発生した場合にも、お客様に確かな安心をお約束します。
* 2019年3月末現在
- **国内 2,000 店舗以上のプロフェッショナルな代理店が、親身になってご相談を承ります。**
チャブ保険のネットワークで結ばれている代理店は、日本国内に 2,000 店舗以上。いずれも専門性に富んだプロフェッショナル集団であり、お客様のニーズにマッチした保険商品やサービスのご紹介、的確なアドバイスで問題解決をめざします。気軽にご相談いただける身近なリスクマネージャーです。

子会社について

Chubb 少額短期保険株式会社

正式社名	Chubb 少額短期保険株式会社 (略称：チャブ少額短期保険 英文社名：Chubb SSI Japan)		
本社所在地	東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号 ガーデンシティ品川御殿山		
設立	2006 年 10 月 10 日	出資比率	100%
代表取締役社長	篠原 俊裕	主な事業内容	少額短期保険業、およびこれに付帯関連する業務
資本金	2 億 3,000 万円 (2019 年 3 月末現在) (内訳：資本金 1 億 5,500 万円、資本準備金 7,500 万円)		

組織図

2019年7月1日現在



株主の状況

基本事項

定時総会開催時期	毎年4月1日から4ヵ月以内
決算期日	毎年3月31日
公告掲載	ホームページ

株式の分布状況・大株主

株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
住所	バミューダ、ハミルトン、ウッドボーン アベニュー 17
所有株式数	163千株
発行済株式総数に対する 所有株式数の割合	100%

資本金の推移

当社は、平成8年1月に資本金30億円(授權資本金100億円)にて設立されました。その後、平成11年12月23日付で16億5千万円、平成14年3月27日付で10億円、平成15年3月29日付で5億円、平成16年3月27日付で7.5億円、平成18年3月16日付で5億円の増資を行い、さらに平成21年3月23日付で7.5億円の増資を行い、増資後81.5億円の資本金となっております。

その後、繰越利益剰余金に振り替えて欠損を解消することを目的に、平成30年3月1日付で31.5億円の減資を行い、50億円の資本金となっております。

	増資額 [億円]	減資額 [億円]	増(減)資後 資本金 [億円]	適用
平成8年1月26日	—	—	30	設立
平成11年12月23日	16.5	—	46.5	第三者割当による 新株発行
平成14年3月27日	10	—	56.5	同上
平成15年3月29日	5	—	61.5	同上
平成16年3月27日	7.5	—	69	同上
平成18年3月16日	5	—	74	同上
平成21年3月23日	7.5	—	81.5	同上
平成30年3月1日	—	31.5	50	減資

株主総会の状況

- **第24 回定時株主総会** 第24 回定時株主総会は、令和元年6月28日(金)当社本店会議室において行われました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項：1. 平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に係る、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につき報告の件

2. 平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に係る事業報告の内容につき報告の件
上記内容について報告しました。

決議事項：第1号議案 任期満了に伴う取締役の再選

上記議案は原案どおり承認可決されました。





ブラッド・ベネット

代表取締役社長 兼 CEO
ファー・イースト リージョナル・プレジデント

- 1986年 Allstate (米国) フィールドセールスマネジメント
- 1995年 AIG (タイ) 代理店執行役
- 1998年 AIG (中国) 代理店営業リージョナル・バイス・プレジデント
- 2001年 AIG (日本) 代理店営業シニア・バイス・プレジデント
- 2005年 AIG 損害保険 (マレーシア) プレジデント 兼 CEO
- 2008年 AIG (韓国) プレジデント 兼 CEO
- 2011年 チャーティス・ファーイースト・ホールディングス株式会社 (日本) 最高執行責任者 (COO) 兼
チーフディストリビューションオフィサー (CDO)
- 2012年 コンバインド・インシュアランス 社長
- 2014年 チャプ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント 兼 コンバインド・インシュアランス 社長
- 2017年 当社 代表取締役社長 兼 CEO
チャプ・ファー・イースト リージョナル・プレジデント
チャプ・リミテッド シニア・バイス・プレジデント



パトリック・スコット・ローリス

取締役 兼 CFO (最高財務責任者)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

- 1989年 アーサーアンダーセン LLP
- 1997年 マッカイ精製糖社
- 1999年 プライスウォーターハウスクーパーズ LLP コンサルティングサービスディレクター
- 2004年 チュロリヒ保険会社 アソシエイト・バイス・プレジデント
財務プロジェクトマネージャー
- 2006年 同社 アソシエイト・バイス・プレジデント 業務計画・実行担当
- 2007年 同社 バイス・プレジデント 損害保険 戦略計画責任者
- 2010年 同社 バイス・プレジデント 損害保険 (財務) プロジェクト責任者
- 2011年 同社 CFO (最高財務責任者)
- 2014年 当社 取締役 兼 CFO (最高財務責任者)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



佐々木 寿彦

取締役 兼 CDO 兼 営業統括本部長

- 1980年 INA 保険
- 1998年 シグナ保険会社 東京統括支店長
- 1999年 同社 首都圏本部長
- 2001年 AIU 保険会社 日本支社 営業開発チーム
- 2005年 同社 営業開発部長
- 2007年 同社 営業開発本部長
- 2010年 同社 営業開発アシスタントバイスプレジデント本部長
- 2011年 当社 取締役 兼 営業統括本部長
- 2015年 当社 取締役 兼 CDO (チーフ・ディストリビューション・オフィサー) 兼
営業統括本部長



デイビッド・モロー

取締役 兼 P&C 本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

- 2003年 損保ジャパン UK 企業保険 アンダーライター
- 2006年 AIG UK P&C ポートフォリオ・マネジャー
- 2009年 エース・インシュアランス・リミテッド (ニュージーランド) P&C マネジャー
- 2013年 エース INA オーバーシーズ・インシュアランス P&C 本部長
- 2015年 エース・インシュアランス・マレーシア・バーハド P&C 本部長
- 2017年 当社 取締役 兼 P&C 本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



高橋 和人

取締役 (A&H 担当)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

1993年 広告社株式会社
1997年 株式会社東急エージェンシーインターナショナル (現 株式会社フロンテッジ)
2000年 レオバーネット株式会社 (現 ビーコンコミュニケーションズ株式会社)
アカウントディレクター (営業部門長)
2007年 アメリカンホーム医療損害保険株式会社
ダイレクトマーケティング部 部長
2012年 同社 マーケティング本部長
2015年 当社 ダイレクトマーケティング本部長
2018年 当社 執行役員 (A&H 担当)
当社 取締役 (A&H 担当)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



ジャスティン・ボイソン

取締役 兼 パーソナルライズ本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

2002年 フォード・モーター・カンパニー
2008年 AIG (欧州) ヨーロッパ・リージョナル・マネージャー
2012年 デロイト・コンサルティング マネージャー
2014年 エース・インターナショナル パーソナルライズ部門 バイス・プレジデント
2018年 当社 取締役 兼 パーソナルライズ本部長
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



佐野 佳男

取締役 兼 法務・コンプライアンス・渉外本部長

1985年 日本生命保険相互会社
2005年 同社 不動産法務室長
2005年 ユニファイド・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・ディレクター
2009年 エートス・ジャパン・エルエルシー 法務・コンプライアンスディレクター
2015年 カーディフ・アシュアランス・ヴィ 法務・コンプライアンス統括部長 兼
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール 法務・コンプライアンス統括部長
2017年 当社 執行役員 兼 法務・コンプライアンス統括・募集管理本部長
2018年 当社 取締役 兼 法務・コンプライアンス・渉外本部長



南 由紀

取締役 兼 人事部長 (CHRO)

1993年 AIU 保険会社 人事部
1997年 ファクトセット・パシフィック
コンサルティングサービス マネージャー
2001年 タワーズペリン (現 ウィルス・タワーズワトソン)
リワード & パフォーマンスマネジメントグループ アソシエイト
2003年 プライスウォーターハウスクーパース HRS 株式会社 マネージャー
2008年 株式会社ヘイコンサルティンググループ
コンサルティングサービス シニアコンサルタント
2012年 合同会社 西友 人財部 バイス・プレジデント
2017年 当社 執行役員 兼 人事部長 (CHRO)
2018年 当社 取締役 兼 人事部長 (CHRO)



ウィリアム・ワーバ

執行役員 兼 CAO (最高業務管理責任者)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント

- 1998年 AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社
オペレーション&システム担当
日本・韓国地域 リージョナル・バイス・プレジデント
- 2010年 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (アリコジャパン)
シニア・バイス・プレジデント兼 セバレーション・オフィサー
- 2011年 メットライフアリコ生命保険株式会社
テクノロジー & アドミニストレーション担当 シニア・バイス・プレジデント
- 2013年 当社 執行役員 兼 CAO (最高業務管理責任者)
ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



ダーク・ラッセル

執行役員 兼 損害サービス本部長

- 1997年 AIG タイ バイス・プレジデント
損害サービスマネージャー
- 1999年 AIG ユニバンコセグロス (ブラジル)
損害サービスディレクター
- 2002年 AIG サウス・イースト・アジア・リミテッド (香港) バイス・プレジデント
リージョナル損害サービスマネージャー
- 2007年 AIG ジャパンホールディングス株式会社 シニア・バイス・プレジデント
損害サービスエグゼクティブ
- 2013年 AIG ジャパンホールディングス株式会社 シニア・エグゼクティブ
損害サービストランスフォーメーション
- 2017年 当社 執行役員 兼 損害サービス本部長



ノエル・ケレイタ

執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長
ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)

- 2000年 バンカーズ・トラスト・カンパニー (オーストラリア)
バイス・プレジデント ビジネス・デリバリー、ビジネス・サービス
- 2005年 BT ファイナンシャル・グループ (オーストラリア)
バイス・プレジデント プロセス・インフラ、カスタマー・サービス・トランスフォーメーション
- 2007年 エース・アジア・パシフィック ストラテジック・プログラム・ディレクター
- 2012年 エース・ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)
- 2013年 当社 執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長
- 2015年 チャブノースアメリカ IT インフラ担当シニア・バイス・プレジデント
- 2017年 チャブインターナショナルコンシューマーラインズ IT 担当シニア・バイス・プレジデント
- 2019年 当社 執行役員 兼 ビジネス・テクノロジー本部長
ファー・イースト リージョナル CIO (最高 IT 管理責任者)

監査役・会計監査人の状況

■山崎 善久

監査役

1978年 AIU 保険会社 (現 AIG 損害保険株式会社)
1992年 同社 九州地区副本部長
1996年 同社 法人開発企画推進部長
1999年 同社 首都圏第三営業部長
2001年 当社 傷害保険事業部長
2004年 当社 北関東支店長
2008年 当社 東京支店長
2012年 当社 西日本営業本部長
2015年 当社 監査部調査役
2017年 当社 監査役

■米山 修

監査役

1973年 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
1997年 同社 近畿業務部長
1999年 同社 金融法人部長
2002年 株式会社損害保険ジャパン 金融法人部長
2003年 同社 常務執行役員 兼 関西本部長 兼 関西業務部長
2006年 同社 取締役嘱常務執行役員
2007年 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 代表取締役副社長執行役員
2009年 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
(現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社) 監査役
2012年 TPR 株式会社 監査役
2013年 当社 社外監査役

■尾高 雅美

監査役

1987年 トヨタ自動車株式会社
1990年 監査法人トーマツ
1997年 最高裁判所司法研修所入所 (51期)
1999年 弁護士登録
2003年 黒田法律事務所入所
2005年 クリフォードチャンス法律事務所入所
2006年 AIG Global Real Estate Asia Pacific Inc
2008年 ING 不動産投資顧問株式会社
2011年 独立開業 (現 ウィザーズ国際法律事務所)
2016年 当社 社外監査役

PwC あらた有限責任監査法人

会計監査人

従業員の状況

2019年3月31日現在

	男性	女性	総平均
平均年齢	47.4歳	44.1歳	46.1歳
平均勤続年数	13.5年	7.8年	11.2年
平均給与月額	719,878円	455,433円	617,349円
従業員数	330名	219名	545名

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者を含んでおりません。
2. 平均給与月額は2019年3月の税込定例給与であり、賞与・時間外手当等を含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数第2位を切捨てて小数第1位までを表示しております。

社員研修制度

損害保険事業を通じて広く社会に貢献するという当社の企業理念を理解し、その達成のために、スピード、柔軟性、機敏性を基盤とする当社の企業文化を担うプロフェッショナルな人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めております。そのため、新入社員研修、リーダーシップ強化研修等の全体的な共通知識・能力の育成・向上を目的とする「階層別集合研修」、各専門部が実施する専門知識・能力の育成・強化を目的とする「業務研修」、随時行われる「テーマ別研修」、さらには自己啓発をも含めた「各種通学・通信研修」、「社外講座」受講等を組合せて実施しております。

福利厚生

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

- 確定拠出年金制度
- Chubb 持株優遇制度
- 所得補償保険制度
- 慶弔金・災害見舞金支給制度
- 人間ドック補助制度
- 財形貯蓄制度
- 保険料補助制度
- 福利厚生代行サービス

代表的な経営指標

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
正味収入保険料 ※ 1 (対前期増減率)	21,788 (3.5%)	22,615 (3.8%)	23,291 (3.0%)
保険引受利益 ※ 2 (対前期増減率)	2,826 (74.1%)	1,158 (△ 59.0%)	234 (△ 79.7%)
経常利益 ※ 3 (対前期増減率)	2,981 (58.7%)	1,118 (△ 62.5%)	499 (△ 55.3%)
当期純利益 ※ 4 (対前期増減率)	2,400 (137.5%)	5,874 (144.7%)	145 (△ 97.5%)
正味損害率 ※ 5	42.0%	41.2%	45.9%
正味事業費率 ※ 6	44.9%	48.2%	49.1%
純資産額 ※ 7	6,820	12,816	12,689
総資産額 ※ 8	56,435	62,729	64,214
その他有価証券評価差額金 ※ 9	597	719	446
単体ソルベンシー・マージン比率 ※ 10	1,199.5%	1,588.6%	1,609.3%

- (注) ※ 1. **正味収入保険料**
元および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。
- ※ 2. **保険引受利益**
保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支
(その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。)
- ※ 3. **経常利益**
通常の会社の事業(保険引受・資産運用等)から発生する取引を経常取引といい、それらの取引の集計の結果計算された利益をいいます。
- ※ 4. **当期純利益**
上記経常利益に特別損益を加算し、法人税および住民税と法人税等調整額を控除した利益をいいます。
- ※ 5. **正味損害率**
保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
(正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- ※ 6. **正味事業費率**
事業費の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
保険引受に係る正味事業費 ÷ 正味収入保険料
- ※ 7. **純資産額**
総資産から会社の負債の部の合計額を控除したものです。純資産の部合計の数値と一致します。
- ※ 8. **総資産額**
会社の貸借対照表上の資産の総額をいいます。
- ※ 9. **その他有価証券評価差額金**
金融商品会計適用により会社が所有する有価証券のうちその他有価証券については貸借対照表の表示が時価表示となっています。その時価と会社帳簿価額の差額(未実現損益)から税相当額を控除した純額を貸借対照表の上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
- ※ 10. **単体ソルベンシー・マージン比率**
巨大地震の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

正味収入保険料

2018	23,291	232億9,100万円	(対前年比 +3.0%)
2017	22,615		
2016	21,788		

(単位：百万円)

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)

2018	58,963	589億6,300万円	(対前年比 +6.8%)
2017	55,231		
2016	53,471		

(単位：百万円)

元受収入保険料(グロス)から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。

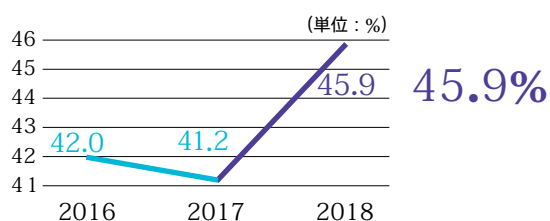
総資産額

2018	64,214	642億1,400万円
2017	62,729	
2016	56,435	

(単位：百万円)

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の資産の部の合計です。

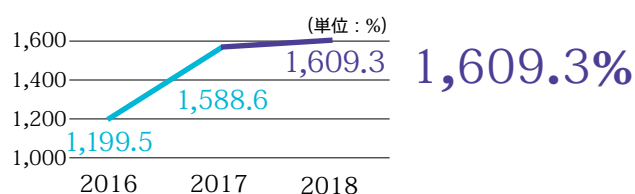
正味損害率



保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

単体ソルベンシー・マージン比率



巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。

行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告書

(1) 事業の経過および成果等

当決算期における日本経済は、相次ぐ自然災害等による影響を受けたものの、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続しました。世界経済においては、米国は好調な雇用所得環境を背景に堅調に推移しましたが、中国や欧州における景気低迷により、全体として先行き不透明感が高まりました。このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が4億9千9百万円、当期純利益は1億4千5百万円となりました。

なお、スタンダード&プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付けおよび長期カウンターパーティ格付けともに「A+ / アウトルック：安定的」を獲得しております。

(2) 当期中における元受保険契約、再保険契約、正味事業成績の概況は次のとおりです。

1. 元受保険契約の概況

当期中に計上した収入積立保険料を除く元受正味保険料は589億6千3百万円であり、その内訳は火災保険203億7千9百万円、海上保険9億6千万円、運送保険4億6千2百万円、傷害保険130億4千1百万円、自動車保険75億8千9百万円、自動車損害賠償責任保険2億1千7百万円、その他の保険163億1千1百万円となっております。

また、当期中に計上した元受正味保険金は255億9千8百万円であり、損害率は43.4%となっております。その内訳は、火災保険93億9千6百万円、海上保険4億5千2百万円、運送保険3億1千3百万円、傷害保険35億6千6百万円、自動車保険37億6千1百万円、自動車損害賠償責任保険1億8千万円、その他の保険79億2千7百万円となっております。

2. 再保険契約の概況

当期中に計上した出再保険契約は支払再保険料413億2千5百万円、回収再保険金177億6千1百万円、再保険手数料166億5千9百万円となっております。また、受再保険契約は受再正味保険料56億5千3百万円、受再正味保険金16億2千2百万円、受再保険手数料22億5千万円となっております。

3. 正味事業成績の概況

当期中に計上した正味収入保険料は232億9千1百万円であり、3.0%の増収となっております。その内訳は、火災保険40億8千5百万円、海上保険1億1千5百万円、運送保険7千8百万円、傷害保険87億5千2百万円、自動車保険32億9千9百万円、自動車損害賠償責任保険6億6百万円、その他の保険63億5千2百万円となっております。

当期中に計上した正味支払保険金と損害調査費の合計額は

107億1百万円であり、損害率は45.9%となっております。当期中に計上した保険引受に係る事業費の合計額は114億2千8百万円であり、事業費率は49.1%となっております。

(3) 当期における損益の概況、資産運用状況は次のとおりです。

経常収益は保険引受収益が233億6千7百万円、資産運用収益が1億9千2百万円、その他経常収益が2億4千1百万円となり、合計238億1百万円を計上致しました。一方、経常費用は保険引受費用が121億7千万円、資産運用費用が0百万円、営業費および一般管理費が111億7百万円、その他経常費用が2千3百万円となり、合計233億1百万円を計上しました。この結果、経常利益が4億9千9百万円となっております。経常利益に価格変動準備金の繰入額8百万円、固定資産処分損0百万円の合計8百万円の特別損失を計上し、法人税等3億4千5百万円を控除し、当期純利益は1億4千5百万円となりました。

なお、当期末における総資産は642億1千4百万円、このうち運用資産は504億4千5百万円となっております。資産運用に関しましては、利息および配当金収入は8千万円となり、有価証券売却益3千9百万円、為替差益1億1千1百万円、積立保険料等運用益振替△3千9百万円を加減した結果、1億9千2百万円の資産運用収益を計上致しました。

(4) 会社が対処すべき課題

損害保険業界においては、国内の人口減少・急速な高齢化、大規模自然災害の常態化、デジタル革命といわれる第四次産業革命により、従来にないスピードで保険業界を取り巻く環境の変化が続くものと予想されます。また、それらに伴い、お客様の行動変化なども、さらに早期化することが見込まれます。そうした中で、当社は、世界における保険業界の変革、変貌するマーケット情報をグローバル企業としての強みを活かしつつ、今後ともに対応してまいります。

具体的には、多様化するお客様のニーズにお応えするために、継続的に商品・サービスの開発を行い、わかりやすい情報提供および適切な販売に向けた態勢整備等の観点においてもさまざまな取り組みを行ってまいります。また、Web化、デジタル化が急速に進む中、セキュリティの強化を踏まえながら、適切な保険金のお支払いや代理店システムの改善、保険料支払いの利便性向上、帳票類の電子化などについても継続的に実施してまいります。

当社は引き続き、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた保険会社として持続的に成長していけるよう、お客様本位の業務運営の観点において、常にお客様にご満足いただけるよう全社を挙げて取り組んでまいります。

不良債権の状況について

① リスク管理債権の状況

平成 30 年度末でリスク管理債権に該当するものではありません。

*リスク管理債権とは貸付金等の中で、正常でない債権を指し破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の分類があります。(各債権の意義は「経理の状況」の「リスク管理債権の状況」のページをご参照ください。)

② 資産自己査定状況

毎決算期末に保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、I II III IV の 4 段階に分類を行い、資産の不良化によってどの程度の危険にさらされているかを判定しております。

平成 30 年度の資産査定結果は下記のとおりであり、58 百万円の貸倒引当金を計上しております。

I 分類 (非分類)	63,620 百万円
II 分類	599 百万円
III 分類	— 百万円
IV 分類	52 百万円
合計	64,273 百万円

財務諸表に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されており、会計監査人から適法である旨の報告を得ています。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性および財務諸表の適正性を確認しております。

Chubb 損害保険株式会社
代表取締役社長 兼 CEO
ブラッド・ベネット



チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要

チャブ・リミテッド企業データ

チャブ・グループは、54カ国で事業を展開し約30,000名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。多様なお客様に対して企業火災保険、個人火災保険、新種保険、個人傷害保険、補完的医療保険、再保険および生命保険を提供しています。1985年の設立以来、戦略的な企業買収と経営の多角化により急成長を遂げ、1999年7月には米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収。2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収し、チャブ・リミテッドへ社名変更しました。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えしています。

正式社名	チャブ・リミテッド Chubb Limited
本社所在地	スイス チューリッヒ Bärengasse 32, CH-8001 Zürich, Switzerland
設立	1985年8月29日
会長兼 CEO	エバン・グリーンバーグ Evan G. Greenberg
上場株式市場	ニューヨーク株式市場 (NYSE: CB)
総資産額	1,678 億ドル (2018年12月末現在)
収入保険料 (GWP)	380 億ドル (2018年12月期)
正味収入保険料 (NWP)	306 億ドル (2018年12月期)
保険財務力格付	スタンダード&プアーズ社 AA (2019年7月現在) Chubb Group's core operating companies
IR ページ	http://investors.chubb.com

代表的な経営指標

チャブ・リミテッド総資産額

2018	167,771
2017	167,022
2016	159,786

(単位: 100万米ドル)

チャブ・リミテッド収入保険料

2018	37,968
2017	36,376
2016	34,983

(単位: 100万米ドル)

チャブ・リミテッド正味収入保険料

2018	30,579
2017	29,244
2016	28,145

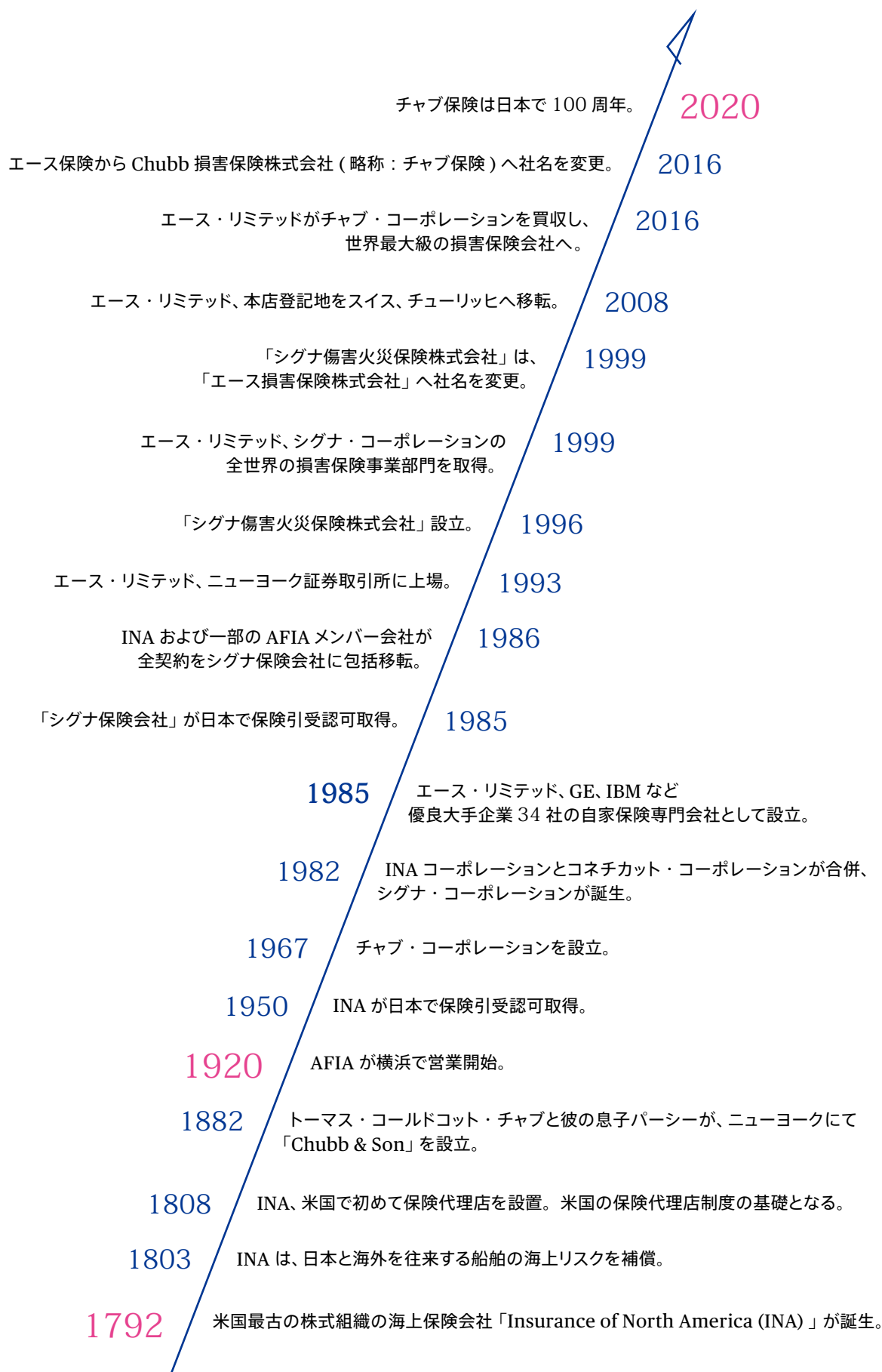
(単位: 100万米ドル)

保険財務力格付 (Chubb Group 主要グループ会社)

2019年7月1日現在

格付機関	保険財務力格付
スタンダード & プアーズ社	AA (アウトルック: 安定的)
A.M. ベスト社	A++ (ステーブル)

To The Future



トピックス

主要な活動等

2018年8月「チャブ保険カップ」 第1回静岡県企業対抗ゴルフ大会を開催

2018年8月18日、静岡新聞社・静岡放送、静岡県ゴルフ連盟主催により「チャブ保険カップ」第1回静岡県企業対抗ゴルフ大会を葛城ゴルフ倶楽部（静岡県）で開催しました。



2018年8月 放課後クラブ「こびあクラブ」にて ボランティア活動を実施

2018年8月31日、放課後クラブ「こびあクラブ」にて、料理作りや音楽活動を通じて心身の発達に何らかの障がいを持つ子供たちと触れ合うボランティア活動を実施しました。



2018年9月 Dive In フェスティバルに参加

2018年9月25日から27日の3日間、保険業界におけるダイバーシティとインクルージョン（一人ひとり異なる個性や生き方を受け入れ、それらを活かす寛容さ）をテーマに世界各地で同時開催された Dive In フェスティバルに日本フェスティバル運営グループとして参加しました。



新商品・新サービス

2019年4月 業務災害安心総合保険（GPA Pro）「メディカルプラス」の販売開始

2019年4月18日より、業務災害安心総合保険（GPA Pro）に疾病を補償する新特約を付帯した「メディカルプラス」の販売を開始しました。

2019年4月 旅行保険「旅のキャンセル保険」の販売開始

2019年4月23日より突発的な事由によりやむを得ず旅行をキャンセルした場合、お客様がお支払いしたキャンセル費用の全額を補償する「旅のキャンセル保険」の販売を開始しました。

※現在はオンライン旅行商品を販売する一部取扱い代理店のみの販売です。

地震保険の普及と啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2017年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



役員人事

- 2019年5月6日付で執行役員 兼 リージョナル CIO 兼 ビジネステクノロジー本部長にノエル・ケレイタが就任しました。

会社の運営

金融市場のさらなる自由化、損害保険会社としての自己責任に基づく健全で適切な企業経営のためには、保険業法などの各種法令等遵守、保険会社経営を取り巻く各種リスクへの適切な対応・管理体制がますます重要になっています。当社はこのような認識のもと、以下のような対策を進めています。

内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「業務の適正を確保する体制」の整備に係る基本方針を決定しております。当社は、本方針に従って継続的に内部統制システムの整備を進め、これを適切に運用してまいります。

1. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、これに基づき毎年取締役会の承認のもとにコンプライアンスプログラムを策定する。また、3ヵ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の問題点の把握と解決に努める。コンプライアンス委員会は必要事項を取締役に報告する。
- (2) 当社は、内部監査に関する規程を制定し、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
- (3) 当社の従業員がコンプライアンス上の問題を把握した場合は、これを内部通報システムの Chubb 倫理ヘルプラインに通報する。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る情報については、文書保存基準(文書保存一覧を含む)および「文書類の保存期間に係る法的基準について」に基づいてその保存媒体に応じ適切に保存・管理する体制を構築する。これを規定に基づいて必要な期間閲覧可能な状態で維持する。文書保存一覧は適宜アップデートを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理の基礎とする「統合的リスク管理基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理態勢を整備する。
- (2) 取締役会直属機関として統合的リスク管理委員会を設置する。同委員会は3ヵ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (3) 各種リスクを全体的視点から把握、監督する統合的リスク管理委員会は、上記(1)記載の「統合的リスク管理基本方針」に定めるリスクに関連する各委員会および各リスク管理部会により構成される。
- (4) 統合的リスク管理委員会および各部署の運営については、内部監査部がプロセスチェックを行い、取締役会へ結果報告を行う。
- (5) 統合的リスク管理委員会の活動は定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項について執行決定を行う。

- (2) 取締役会の承認決議を効率的かつタイムリーに行うために、取締役会に書面決議制度を導入する。
- (3) 取締役会に基づく業務執行については、役員業務分掌および職務記述書を適宜アップデートし、また組織規程を策定して、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) チャブ・グループにおける業務の適正を確保するため、チャブ・グループすべてに適用される行動指針として策定される Chubb Code of Conduct を取締役、執行役員および従業員に遵守させる。事業年度ごとに取締役、執行役員および従業員に Chubb Code of Conduct の宣誓書を提出させる。
- (2) 親会社とともに、SOX 法に準拠して業務の適正を確保するための措置を構築する。
- (3) 左頁 1.(3) 記載のとおり、チャブ・グループには Chubb 倫理ヘルプラインが設置されており、親会社の不正があった場合には、これに通報するシステムを構築する。
- (4) 子会社 (Chubb 少額短期保険株式会社) とは「関係会社管理方針」に基づき連携して業務の適正を確保する。
- (5) 子会社の従業員も左頁 1.(3) 記載の Chubb 倫理ヘルプラインの利用対象者とし、当社から子会社に対する不正行為をけん制する体制を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき職員の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、当社の従

業員から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定し、取締役および執行役員からの独立を確保するものとする。

- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。
- (3) 監査役補助者は、監査役補助者としての職務遂行の範囲においては、取締役等および従業員の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、財務部門およびその他内部統制機能を所管する部署は、内部統制システムの構築・運用状況について、監査役に報告する。
- (3) 内部通報システムによる通報の状況については、必要に応じてこれを監査役に報告する。
- (4) 取締役、執行役員および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (5) 当社は、子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務遂行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

- (6) 当社は、当社および子会社において監査役に上記 (5) の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

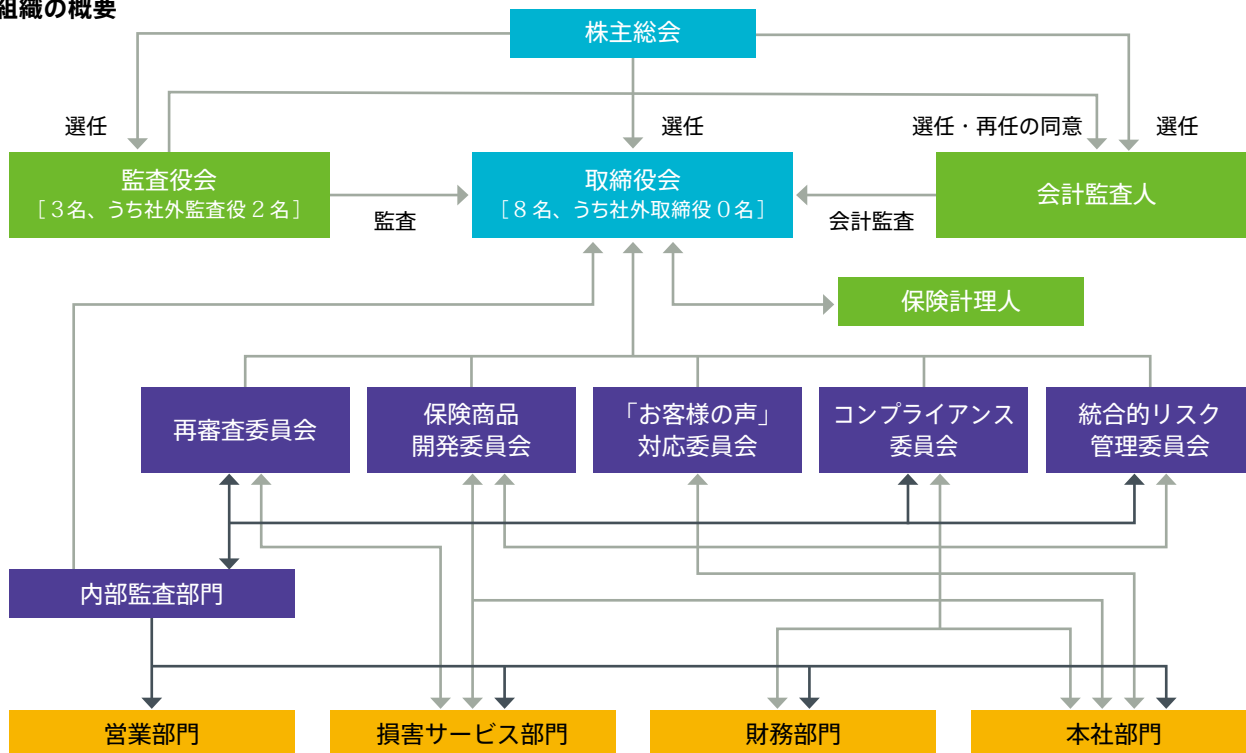
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは追加内部監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等の説明を受け意見交換を行う。また、監査役は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、その独立性について会計監査人から通知を受ける。
- (3) 監査役は、当社内の各種委員会等に出席することができる。
- (4) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、契約者の皆様に、多様なリスクに対する備えを提供することを通じて保険会社としての社会的使命を果たしたいと考えております。そのために、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを通して、適切な業務運営の実現を達成すべく、各種業務に取り組んでまいります。

経営組織の概要



- 取締役会は8名の社内取締役より構成され、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適正な経営判断を行う態勢を構築しています。
- 監査役会は社外監査役2名、社内常勤監査役1名から構成され、経営全般の健全性維持の観点からの指摘、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては、関連部門と連携し、各種問題点等の指摘を行い、公正な監督を実施しています。
- 上記のほか、会社運営を取り巻くリスク等に全社的に取り組むために、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等の各種委員会を取締役会の傘下に設置し、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理の強化・拡充に取り組んでいます。
- また、以下の3つの委員会を設置して、さらなる業務改善に尽力してまいります。

(1) 保険商品開発委員会

保険商品の開発・改定等につき、関連する部門（商品所管部門、損害サービス部門、システム部門、事務管理部門等）が連携し、多面的に協議して新商品等を開発するための委員会です。

(2) 再審査委員会

保険金支払いの一層の適正性を確保するため、当社にて保険金支払いに至らなかったお客様から寄せられた保険金支払いに関する苦情等について客観的に検証するための委員会であり、不適切な保険金不払いを再発させないための取り組みに注力しております。

(3) 「お客様の声」対応委員会

お客様相談室等に寄せられる「お客様の声」をより有機的に分類・分析し、お客様の視点に立って、すべての業務を見直し改善するための委員会です。業務の改善は、お客様に対するサービスの向上につながるよう、努めてまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、すべての業務分野においてコンプライアンスを徹底し、自己責任原則を踏まえた健全かつ適切な業務運営を行い、保険契約者および社会の期待と信頼に応えるべく努めています。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社および各部支店の責任者をコンプライアンス責任者に任命し、定期的なコンプライアンス・ミーティングの開催や、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの推進等を通じて、コンプライアンスの推進に全社一丸となって取り組んでおります。

• コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進の観点から設置され、コンプライアンスに係る方針、施策、組織体制、推進計画等、重要な事項について協議し、対応確認を実施しています。

• 個人情報保護

個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って、適切な措置および推進を実施しています。

• コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する全社的な業務運営を統括し、推進計画等の立案、実施、進捗管理、情報の収集と伝達を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務局も務めます。

• コンプライアンス推進担当者

コンプライアンス委員会によって任命され、各担当部門内におけるコンプライアンス推進に係る実務全般を担当します。

• コンプライアンス・マニュアル

当社のコンプライアンス推進体制、行動規範、遵守すべき各種法令等に関する説明が記載されており、全社員がいつでも参照できるようにしています。

• コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを推進するため、規程の整備、役職員の研修計画などの具体的な実践計画を定めたもので、取締役会の承認のもと年度ごとに策定しています。進捗状況はコンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス委員会および取締役会に報告されています。

• Chubb倫理ヘルプライン

当社で働く者は、すべての法令・社内規則等を遵守し高い倫理観をもって、各自の業務を遂行することが求められています。法令違反や不正行為に関する内部通報制度として、「Chubb倫理ヘルプライン」を設置しております。また、Chubb倫理ヘルプラインの受付窓口を就業時間外でも気軽に利用できるようにするとともに、通報の機密性と通報者の保護を強化しています。

なお、上記の対応状況は内部監査部門による監査を受け、監査結果は取締役会に報告されることになっており、けん制機能を持たせています。

環境問題への取り組み

エコキャップの回収運動

全社で取り組んでいるペットボトルキャップの回収運動では、各オフィス設置の回収ボックスにキャップを集め、定期的に“エコキャップ推進協会”へ送付しています。エコキャップは、再生プラスチック原料として換金したうえで医療支援や障がい者支援、発展途上国の子供たちへの環境教育等さまざまな社会貢献活動に役立てられています。この取り組みは継続的に実施していく予定です。

より環境に優しい企業をめざして

チャブ・グループでは、2006年より可能な限り資源の再利用とリサイクルを行っています。今後2035年までに社員一人あたりの温室効果ガス排出量を40%削減するという目標を達成するため、省エネタイプの照明や機器の設置、オフィススペースの利用効率改善といったこれまでの取り組みを継続・推進していきます。

チャブ・グループでは環境に優しい企業をめざしています

- チャブ・グループでは、可能な限り資源の再利用とリサイクルを行っており、2015年から2018年にかけて温室効果ガスの排出を社員一人あたり21%削減することができました。
- 2007年以来、米国環境保護林企業の米国環境保護庁リリーフプログラムのスポンサーシップを通じて植林した樹木の数は、180,000本となりました。
- コンサベーションファンドの支援により138,402ヘクタールの土地と水源の保護活動を行いました。
- 世界53カ国で環境リスクポリシーを発行し環境保護に努めています。
- チャブ・グループは、CDPの気候変動プログラムランキングでBを獲得しています。



第三分野保険の責任準備金の確認

責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

第三分野保険は一般の損害保険とは異なったリスクの特性を有しております。当社では、第三分野保険の責任準備金について積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

• 第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの実施・検証

法令等に則り保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、現行の責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行い、必要に応じ危険準備金を積み立てます。ストレス・テストの結果、法令等に定める基準に該当した場合には負債十分性テストを実施し、さらなる追加責任準備金の要否を確認します。

• 保険計理人による確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストが適正に行われていることを検証すると同時に、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

ストレス・テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性の確保

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の99%をカバーするものです。

当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

• 過去の保険事故発生率実績の活用

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険種目ごとに、過去の保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

• 危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しては、リスク・数理管理部が算出したうえで、当該部署とは独立した監査部が検証を行い、保険引受リスク部会へ報告する体制としています。

ストレス・テストの結果(平成30年度末決算期)

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険種目の一部において、ストレス・テストに基づく危険準備金を766万1千円積み立てております。また、負債十分性テストを実施しましたが、その結果追加の責任準備金は必要がないことを確認しました。

リスク管理

昨今の損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。そうした状況に的確に対応し、ビジネス目標の達成や企業としてステークホルダーへの義務・責任を遂行することが重要であると認識しています。当社のハイレベルなビジネス目標は、(a) 目標パフォーマンスの達成、(b) 資本十分性の維持、(c) 流動性の維持、および (d) フランチャイズ・バリューの保護の 4 つであり、「統合的リスク管理 (ERM: Enterprise Risk Management)」として、それらのビジネス目標に影響を及ぼす可能性のあるリスクを認識、評価、そして軽減するプロセスを実施しています。当社は、統合的リスク管理を行うことで、経営の健全性および安定的な収益の向上に努めています。

リスク管理の基本方針

チャプ・グループで一貫した「ERM フレームワーク」を日本におけるビジネスに合致するようカスタマイズして策定し、「ERM フレームワーク」に沿った「統合的リスク管理基本方針」を定め、リスク管理を行っています。

リスク管理の体制

当社では、「ERM フレームワーク」および「統合的リスク管理基本方針」に基づくリスク管理態勢の強化およびリスク管理手法を協議・検討し、かつ全体的視点からリスク管理を監督する「統合的リスク管理委員会」を設置しています。取締役会は同委員会から定期的な報告を受けます。

また、会社全体としてリスク管理を適切に行うため、日々のリスク管理、その監督、そして独立した監査の 3 つの異なった形態で構成されるリスクガバナンス構造である「3 つのディフェンスライン」体制の下、リスク管理を継続的かつ一貫して行っています。

業務部門やサポート部門が担う第一ディフェンスラインは、日々の業務におけるリスクのコントロールの発案およびその実行を含むリスクの認識および管理を行います。

第二ディフェンスラインは、第一ディフェンスラインへの助言や専門知識の提供、リスク管理活動の促進に加えて、第一ディフェンスラインによるコントロールの発案および実行に対する継続的なモニタリングおよび説明の要求を行います。

第三ディフェンスラインは、第一および第二ディフェンスラインで実施するリスク管理の有効性に対して、独立した監査を行います。



リスク管理体制図

3つのディフェンスライン

第二ディフェンスライン
リスク管理の促進・報告

効果的な ERM フレームワークの調整・促進および監督

統合的リスク管理委員会

リスク関連部会
(保険引受、システム、BCP 等)

リスク管理部門

法務・コンプライアンス、
保険数理部門

第一ディフェンスライン
リスク管理の実行

全社または部門レベルでの
リスク管理に対する直接的責任

シニア・マネージメント

業務部門
(A&H、P&C、
パーソナルラインズ)

サポート部門
(損害サービス部門、財務部門、
オペレーション部門等)

第三ディフェンスライン
独立した監査

リスク管理の健全性および効果に関する独立した監査、および経営陣や事業部門への説明の要求

内部監査

監査役会

保険計理人

その他第三者
外部監査、外部アクチュアリー、
規制当局、格付け機関、
その他独立したレビュー

監督／誘導



説明の要求／検証

統合的リスク管理の主な取り組み

日々の業務においてリスク管理を実行することに加えて、会社全体として多様なリスクを網羅的に把握・評価し、そして軽減すること、また保険契約者への迅速な保険金支払いを含むステークホルダーへの義務・責任を遂行するために必要な資本および流動性を確保しているか検証することを目的として、定量・定性の両面から下記を例とする当社全体のリスク状況を管理する統合的リスク管理を行っています。

定量的な管理

ソルベンシー・マージン比率による財務の健全性の確認に加えて、チャプ・グループで使用する内部モデルを当社においても活用して、保険引受リスクや資産運用リスク等を計測し、保有すべき資本額を評価して、資本の十分性を検証しています。加えて、自然災害や急激な金利上昇等、実現可能性がある一方で、実現すると深刻な影響を及ぼすであろうさまざまなシナリオを用いて、流動性と資本の両方の観点からストレス・テストを実施しています。破産状態を含む当社の収益や資本を毀損するシナリオまたは環境がどういったものなのかを認識するためのリバース・ストレス・テストも同時に実施しています。



定性的な管理

当社にとって重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクとその対応状況について網羅的にまとめたリスクレジスターによる一元管理を行っています。「現時点では重大であるとされていない、もしくは重要なリスクに発展する可能性は今のところ低いとしているが、現在発展しつつある出来事、状況または動向」をエマージングリスクと定義し、現時点ではリスクレジスターに含まれていないエマージングリスクに関しても、統合的リスク管理委員会や取締役会などの場で話し合い、その結果如何によっては当該エマージングリスクをリスクレジスターに登録し管理を行うこともあります。

また、毎年、経営計画に影響を及ぼす可能性のある優先して管理すべきリスクも明確にしています。加えて、重要リスク指標をまとめた一覧表を使用して、主要なリスクに対するエクスポージャーの状況把握に努めています。社内外監査による指摘事項に対する取り組み状況等のモニタリングも、統合的リスク管理委員会において実施しています。

主要なリスクとその管理

当社にとって主要なリスクとして以下の11のリスクを特定し、各種リスクについて個別に「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」の中で、リスクアペタイト（リスク選好）も明確にしています。当社は、保険引受リスクを主な収益の源泉としてコントロールすべきリスクと認識する一方、その他のリスクに関しては、リスクの発現防止および軽減を図っています。これらのリスクを適切に管理するため、統合的リスク管理委員会の下部組織として、「保険引受リスク部会」「資産運用リスク部会」「事務リスク部会」「システムリスク部会」および「災害リスク部会」の5つのリスク関連部会を設置しています。また、統合的リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会、人事委員会および保険商品開発委員会から、各委員会に関連するリスクに関して適宜報告を受けています。

1. 保険引受リスク

当社の資本もしくはソルベンシーに影響を与えるような許容範囲を超える損失をもたらしかねない保険引受や過少な保険料による保険の販売によって生じる潜在的リスクをいいます。主な要因は、保険契約における実際にかかるコストが料率算定時や引受時には未確定であることです。その他、支払う保険金額の変動、再保険の効果的な活用の失敗、引き受けたリスクの管理不備、エクスポージャーや引受能力の評価ミス等からも生じます。

2. リザービング・リスク

リザービング（支払備金）に関する潜在的なリスクは、保険負債または必要なりザービングの推計における不確実性により生じます。この不確実性は、保険負債評価の不確実性であり、将来の保険金支払いのタイミングと金額の両方の不確実性です。具体的には、既発生損害の支払見込額の増加またはIBNR（既発生未報告損害に対するリザービング）の不足が挙げられます。

3. 資産運用リスク

運用資産ポートフォリオが市場リスク（金利リスクや為替リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクによって、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。信用リスクおよび流動性リスクは、資産運用リスクとは別にそれぞれリスク管理規程を定めています。

4. 信用リスク

クレジットに関連した価格変動やカウンターパーティーの格下げまたはデフォルトに起因する、当社の資本を毀損する潜在的リスクをいいます。主な要因は、保有する債券を発行する会社の破たんや格下げによる資産価値の下落、再保険取引から生じる再保険回収リスクおよび日々のオペレーションから生じるカウンターパーティーリスクが挙げられます。

5.流動性リスク

保険契約者または一般債権者に対する債務に対し、定められたタイミングで支払いを行うことができない潜在的リスクをいいます。主な要因は、不確実な支払期日と債務額の変動によりキャッシュバランスが不十分であることが挙げられます。また、現金の準備の遅れや、低価格での強制的な資産売却など、市場性のある資産を適切に維持することができないことにより、流動性はさらに悪化します。

6.ALМリスク

金利変動に対する感応度(デュレーション)、金額および為替の面において、保険契約に係る負債等に関する将来の支払いに対して資産が適正でないことにより、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。主に為替のミスマッチ、タイミングのミスマッチ、資産と負債の金利感応度の違いによる金利リスクおよびインフレリスクに起因します。資産と負債が適切に対応していないことにより、保険金の支払いまたは債務の支払期日に対応するための半ば強制的な資産売却により運用損失を計上する可能性があります。

7.法的小およびコンプライアンス・リスク

法的小およびコンプライアンス・リスクとして、法的リスク、ガバナンス・リスクおよびコンプライアンス・リスクがあります。法的リスクは、関連する法律、契約上の義務の不履行および財務または業務に関する法令を遵守しない潜在的リスクをいいます。ガバナンス・リスクは、取締役会およびその他委員会等が管理・監督をしている中で、規則・規程、法律および公共政策に則った業務の遂行に失敗する潜在的リスクをいいます。コンプライアンス・リスクは、海外、国内または地域の法律や規制に対する違反および当社の行動規範、社内で定めた規則規程の遵守を怠ったことによって生じ、結果としてお客様に損害を与え、会社が制裁・処罰を受けるまたは信用を喪失する潜在的リスクをいいます。

8.オペレーショナル・リスク

事務、人事およびシステムでの処理の失敗から生じる損失の潜在的リスクをいいます。事業継続、外部委託、会社の成長、買収、規制・制度の進展等から生じるリスクを含めた、ビジネスの複雑性に起因するリスクです。保険引受業務をサポートするさまざまな活動を通して、当社はオペレーショナル・リスクにさらされています。サポートする役割でありながら、たとえばシステムダウンのような事象の発生は、業務遂行能力や企業の信用・価値へ大きな影響を与える潜在的リスクとして存在します。

9.戦略リスク

最適ではない意思決定による結果、企業価値や、持続的かつ競争力をもって事業運営する能力に影響を与えるようなリスクを対象としています。戦略リスクの例として、新商品または新ビジネス、M&Aにおける価格設定、税制や規制の予期しない変更等に関して下されるさまざまな意思決定や、これらに対して意思決定そのものが下されないことによるリスクが挙げられます。

10. 風評リスク

お客様・株主・ビジネスパートナー等のステークホルダー、地元地域および社会からの信用・信頼の喪失により、経営戦略の実行に大きな影響を与えるリスクをいいます。風評リスクは、その派生的な特性により、さまざまなリスクの1つもしくは複数から生じる可能性があります。その多くはコミュニケーション上の齟齬により増幅・拡大します。

11. 出再保険リスク

出再する規模、再保険カバーの効果、再保険の契約条件等が適切でない場合に生じるリスクをいいます。リスクの程度は、保険事故の発生頻度、大きさ、タイミング等の不確実性や、元受保険と再保険の契約条件の不一致、モデルリスク、および再保険契約解除を引き起こす再保険者の不適切なディスクロージャー等に影響されます。

社外・社内の監査体制

当社は、保険業法の定めにより金融庁の検査を受けることになっています。このほか社外の監査として会社法に基づき「PwC あらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。また、その他の監査体制としては、監査役会が行う会社法上の監査と、内部監査部による社内監査とがあります。

勧誘方針

当社は、以下の方針を定め、保険会社として適正な業務運営が図れるように努めています。当社は保険商品の販売にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めています。



金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等にあたっては、保険業法、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守してまいります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

商品に関するお客様の知識、購入経験、購入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な保持・管理に努めてまいります。

保険商品の説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心がけます。

- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売（たとえば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては、迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。

個人情報保護

高度な情報化が進む現代社会において高い社会性・公共性が求められる保険会社においては、顧客や取引先の情報を守秘することはますます重要な責務になってきています。当社では、この重要性に鑑み、2005年4月1日の「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)」本格施行時に制定した「プライバシーポリシー」に改定を重ね、顧客情報等保護責任者を筆頭にした内部管理体制や、各種内部ルールに基づく安全管理措置等のさらなる強化に努めています。

また2006年度以降、毎年、全従業員を対象に個人情報保護に関するe-learningを実施しています。さらに、当社の代理店との関係におきましても、守秘義務につき、「損害保険代理店委託契約書」において会社および代理店がともに守るべきこととして同委託契約終了後も双方に義務を課しています。

プライバシーポリシー 個人情報に関する取扱いについて

当社は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」といいます。)」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインなどを遵守して、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報をいいます。)ならびに個人番号(マイナンバー法第2条第5項に定める個人番号をいいます。)および特定個人情報(同法第2条第8項に定める特定個人情報をいい、以下、個人番号と特定個人情報を合わせて「特定個人情報等」といいます。)の適正な取扱いを実践し、安全管理に係る措置および次に列記する方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善していきます。

また、当社は、役員および代理店への教育・指導を徹底し、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いが行われるよう取り組んでいきます。

※ 1. から 13. の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

(特定個人情報等については、6. をご覧ください。)

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、インターネット画面上での入力内容等をいいますが、このほか、インターネットを通じて当社ホームページに接続される方の識別などのためクッキー(Cookie)を使用することがあります。

なお、インターネット上での個人情報の取扱いにあたっては、個人情報を安全に送信受信するために、当社では暗号化通信プロトコルであるSSLを使用しています。

2. 個人情報の利用目的

(特定個人情報等については、6. をご覧ください。)

当社は、取得した個人情報を、次の目的のために必要な範囲内で利用します。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要な事項を記載した書面等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1)当社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2)上記(1)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3)損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4)適正な保険金・給付金の支払

- (5)当社のグループ会社の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6)各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8)当社が有する債権の回収
- (9)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究
- (10)他の個人情報取扱事業者から委託された業務
- (11)当社役職員の雇用、代理店等の新設
- (12)問い合わせ・依頼等への対応
- (13)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

・役員・従業員等の個人情報の取扱いについて

当社は、役員および従業員、派遣社員、採用応募者および退職者ならびにそれらの家族の個人情報を以下の目的で取扱います。

- ①採否の検討・決定、採用条件の検討・決定、問い合わせ対応、事務連絡等のため
- ②給与、賞与、退職給付などの支給のため
- ③雇用保険、社会保険等の手続きのため
- ④人事労務管理、教育研修のため
- ⑤福利厚生(代用社宅、各種保険の募集等も含む)のため
- ⑥持株優遇制度のため
- ⑦健康状態の把握、産業医への相談のため
- ⑧募集人登録その他の行政上必要な手続きのため
- ⑨経費精算のため
- ⑩業務連絡、緊急時や退職後の連絡のため
- ⑪上記のほか当社およびチャブ・グループ各社の業務の遂行のため

3. 個人データの第三者への提供

(特定個人情報等については、6. をご覧ください。)

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データ(個人情報保護法第2条第6項に定める個人データをいいます。)を提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3)再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4)当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合(詳細については、「8. グループ会社との共同利用」をご覧ください。)
- (5)損害保険会社等の中で共同利用を行う場合(詳細については、「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)
- (6)国土交通省との間で共同利用を行う場合(詳細については、「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)

4. 信用情報等の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報については、ご本人の借入金返済能力に関する調査を除き、利用しません。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、センシティブ情報(※)(同ガイドライン第5条第1項に定めるセンシティブ情報をいい、「要配慮個人情報」を含みます。)を、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用または第三者に提供する場合など業務の適切な運営を確保その他必要と認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

※センシティブ(機微)情報とは、以下の情報を指します。

- 人種、信条、社会的身分
- 病歴、保健医療および性生活
- 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- 労働組合への加盟
- 門地、本籍地
- その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

6. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

7. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、たとえば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託しています。(4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1)保険の募集に関わる業務、損害調査に関わる業務
- (2)保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3)情報システムの開発・運用に関わる業務
- (4)支払調書等の作成および提出に関わる業務

8. グループ会社との共同利用

(特定個人情報等については共同利用を行いません。)

当社および当社のグループ会社は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更または保険金支払いに関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- (1)個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容
 - (2)管理責任者：Chubb 損害保険株式会社
- ※共同利用を行う当社のグループ会社については、41 頁末尾の「グループ会社の範囲」をご覧ください。

9. 情報交換制度等

(特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。)

- (1)当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本損害保険協会
www.sonpo.or.jp/

- (2)当社は、代理店の適切な監督や当社の役職員採用等のために、損害保険会社との間で、代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、上記のホームページをご覧ください。
- (3)当社は、自賠償保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホー

ムページをご覧ください。

損害保険料率算出機構

www.giroj.or.jp/

- (4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約について期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

国土交通省

www.jibai.jp/

10. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理

当社は、個人データおよび特定個人情

報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他個人データおよび特定個人情報等の安全管理のため、マニュアルおよび安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じこれを遵守するとともに、本措置の継続的改善に努めます。

また、当社が、業務遂行上必要な範囲内で、第三者に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理に関するご質問は、「13. お問合せ窓口」までお問い合わせください。

11. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載さ

れた営業店または最寄りの営業店、事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで対応します。

12. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求については、「13. お問合せ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。詳細については、ホームページより手続方法の説明・請求書をご参照ください。 www.chubb.com/jp

個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等のご請求について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用停止・消去・第三者提供の停止をご希望される場合には、当社指定の書式に必要事項を記入・捺印のうえ、必要書類を添付し、当社受付窓口までご送付ください。保有個人データの開示等の請求は、法令によりご本人または代理人のみが行えます。なお、開示等の請求・回答は郵送手続に限らせていただきます。

2. 提出書類

- (1) 「保有個人データの開示等請求書」当社公式ホームページよりダウンロードしてください。
- (2) ご本人確認のための書類（詳しくは、3. の説明をご覧ください）（上記に加え、訂正・追加・削除の場

合のみ）

- (3) 訂正・追加・削除請求の根拠となる資料（保有個人データが事実と反することを示す資料）

3. 本人確認書類

- (1) ご本人による請求の場合
次のア、イおよびウをご同封ください。
ア ご本人の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
イ ご本人の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
ウ 開示等請求をする保険契約の

保険証券のコピー（保険契約者の場合のみ）

(2) 代理人による請求の場合

- (1) のご本人の本人確認書類に加え、次のア、イおよびウをご同封ください。
ア 代理人ご自身の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
イ 代理人ご自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）

ウ 代理人であることが確認できる書類

(A) 法定代理人の場合

法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)

(B) ご本人が委任した代理人の場合 次の(a)および(b)をご同封ください。

(a) 当社所定の委任状

(当社公式ホームページよりダウンロードのうえ、すべてご本人がご記入し実印を押印ください)

(b) ご本人の印鑑登録証明書

(現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内であるもの)

4. 受付窓口(送付先)

〒141-8679

東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 損害保険株式会社

開示等請求係

5. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し本人確認書類記載のご住所宛てに書面にて回答いたします。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対して回答いたします。

6. 注意事項

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある

場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および他の法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合には応じることができない理由をご連絡いたします。

• 請求時の必要書類一式を当社宛てにご郵送いただく際の郵送料はご負担願います。

• 開示に関しては、書類の到着後2週間程度のお時間がかかります。ご請求の内容によっては、さらにお時間がかかる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

• 開示等の請求に際してご提出いただきました個人情報、開示等の手続に必要な範囲において利用させていただきます。

13. お問合せ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報および特定個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記の窓口までお問い合わせください。

Chubb 損害保険株式会社

所在地：〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山

電話番号：03-6364-7000 受付時間：9:00～17:00(土日祝除く) www.chubb.com/jp

さらに当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

• 認定個人情報保護団体

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号：03-5425-7850 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝除く) www.fnlia.gr.jp

当社の業務に関する苦情・相談は、法律で定められた紛争解決機関である下記窓口でも受け付けております。

• 指定紛争解決機関

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号：03-5425-7963 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝除く) www.hoken-ombs.or.jp

グループ会社の範囲

「8. グループ会社との共同利用」における当社のグループ会社とは、当社の親会社であるチャブ・リミテッド(Chubb Limited)およびその子会社ならびに当社の子会社^{*}、関連会社をいいます。^{*}当社の子会社は次のとおりです。Chubb 少額短期保険株式会社

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. **反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。**
2. **反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。**
3. **反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。**
4. **反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。**
5. **いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。**
6. **反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。**

利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めます。

1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社のグループ金融機関（以下「当社グループ」という）が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引（以下「対象取引」という）とします。

なお、当社グループには、当社のほか、Chubb 少額短期保険株式会社があります。

2. 対象取引の類型および特定方法

対象取引を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と当社グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループがお客様から得た情報を不当に利用して、当社グループまたは他のお客様が利益を得るおそれのある取引
- (4) その他、当社グループがお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引

3. 対象取引の管理方法

対象取引については、次のいずれかの方法により、お客様の保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の中止
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 社内体制の確立

当社は、お客様の利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) 「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理する利益相反管理部署および利益相反管理統括者を設置します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。



お客様本位の業務運営に関する方針

「お客様本位の業務運営に関する方針」は、商品開発、顧客サービス、保険販売、事故受付から保険金お支払いにおける、当社の価値基準および運営方針を示しています。これらの運営方針は、当社社員にとってよい職場環境を醸成するとともに、知識と能力に継続的に投資を行い、競争力を強化し、さらに企業としての成長を通じて当社が社会およびお客様にとって不可欠な存在となるための指針でもあります。

当社はこれからも、お客様のニーズに応えるべく商品およびサービスを改善し続け、皆様にベストソリューションを提供できるよう努めてまいります。

本方針に基づく主な取組状況(2017年10月～2019年1月)は、当社公式ホームページ(<https://www.chubb.com/jp-jp/about-us/customer-focused.aspx>)をご覧ください。

運営方針1：お客様本位の業務運営

当社は Chubb グループの行動規範のもと、お客様中心を徹底し、当社の取り組みや会社情報等を公表することにより、お客様本位の業務運営を推進するよう努めてまいります。

運営方針2：「お客様の声」を活かす業務運営

「お客様の声」を真摯に受けとめ、誠意をもって対応するとともに、業務運営に反映させ、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供

お客様にとって最適で満足いただける商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

運営方針4：保険金のお支払い

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざします。

運営方針5：利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反について適切に管理する態勢を整備してまいります。

運営方針6：運営方針の浸透に向けた取り組み

代理店や役職員が常にお客様本位の行動をしていくために、研修体制の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進してまいります。

お客様の声

当社では、本社に「お客様相談室」、支店に「お客様相談窓口」を設置しております。

また、契約者の皆様に「お客様サポートダイヤル(0120-550-385)」をご案内し、本社お客様相談室にて皆様からのご不満、ご要望・お褒め(感謝)等(以下、「お客様の声」)を受け付けております。さらに、当社公式ホームページのお問い合わせページからも、さまざまな「お客様の声」をお受けするとともに、保険事故解決の際は満足度アンケート、また募集時にもサンプリング方式によるアンケートを行い「お客様の声」をいただいております。お寄せいただきました貴重な「お客様の声」を業務改善、お客様サービス向上に反映させるため日々努めております。

「お客様の声」対応方針

保険会社は、目に見えない信用を商品としておりますので、「お客様の声」をしっかりとお聞きし、その声にお応えするのが最も大切だと考えております。もし、お客様がご不満を抱かれるようなことがあった場合、そのご不満に誠意をもって対応し、お客様にご満足いただけるように取り組むことが保険会社の社会的責任であると考えております。

《対応方針》

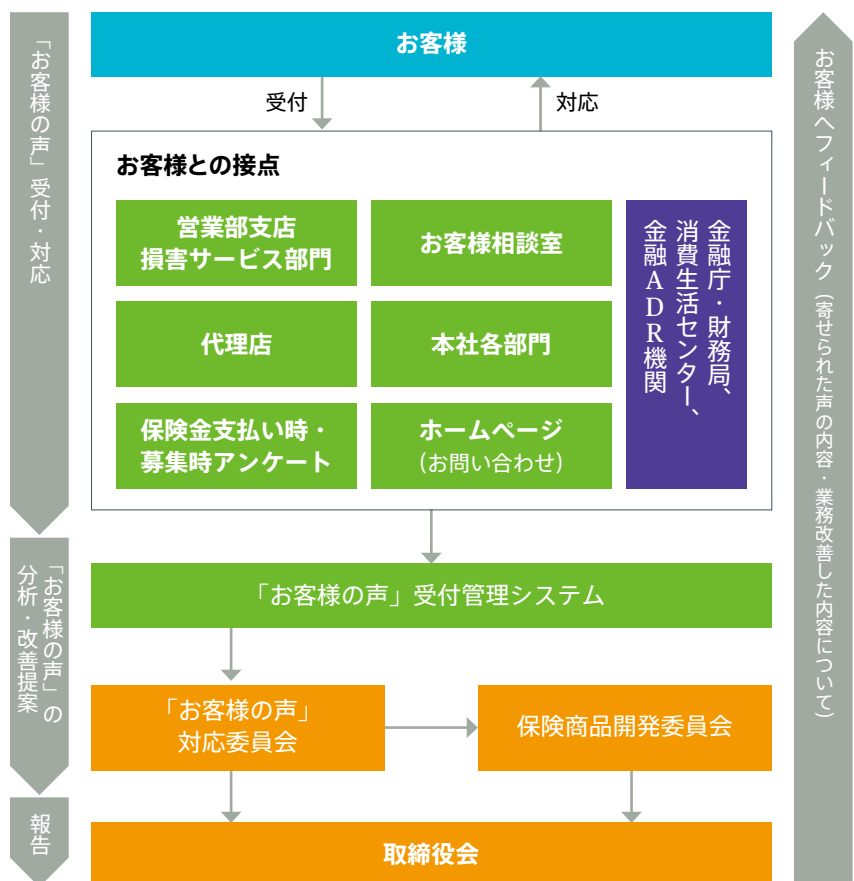
チャブ保険では、「お客様の声」をお聞きするにあたり、下記のことが大切であると考えております。

- ① 「お客様の声」を感謝の思いで聞き、内容を正確に把握する。
- ② 迅速、的確に、かつ組織的に対応する。
- ③ 対応させていただくなかで得た貴重な経験、示唆、教訓を今後の商品設計、営業活動、業務改善等に活かす。

「お客様の声」受付対応の流れ

「お客様の声」の対応責任窓口は**お客様相談室**です。各営業店舗、損害サービス部門や代理店に寄せられた「お客様の声」はお客様相談室に集約され、社内の「**お客様の声**」対応委員会にて報告・検証されています。改善の必要がある場合には、関係部署へ改善提案が行われ、「お客様の声」対応委員会の検討事項や改善活動の内容は、定期的に**取締役会**に報告されるようになっています。

また、商品開発、改善につながると思われるご意見・ご要望は、**保険商品開発委員会**に報告されます。このような活動を通じ、必要に応じて商品の改定、サービス内容の向上、社内体制の整備等の改善を行っております。



「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の内容別件数の推移

(単位:件)

内容	対象期間	2016年度	2017年度	2018年度
		2016年4月～2017年3月	2017年4月～2018年3月	2018年4月～2019年3月
1. 契約・募集行為				
(1) 商品内容(補償内容等)		45	44	63
(2) 契約継続手続(手続漏れ・遅れ等)		70	93	90
(3) 募集行為		127	116	168
(4) 契約内容・条件などの説明不足・誤り		49	56	39
(5) 契約の引受(条件・制限等)		12	4	3
(6) 保険料の計算誤り		4	10	3
(7) 接客態度		27	6	3
(8) 帳票類(申込書・請求書・パンフレット等)		20	16	18
(9) その他		38	19	26
小計		392	364	413
2. 契約の管理・保全・集金				
(1) 証券未着・誤り		466	478	442
(2) 分割払い・口座振替		12	7	14
(3) 契約の変更手続(手続誤り・遅延、車両入替等)		41	41	27
(4) 契約の解約(手続誤り・遅延、返戻保険料等)		1,703	1,148	1,289
(5) 満期返戻(手続遅延、満返金額等)		0	0	0
(6) 接客態度		13	8	7
(7) その他		59	42	48
小計		2,294	1,724	1,827
3. 保険金				
(1) 保険金のお支払金額		26	39	36
(2) 対応の遅れ・対応方法		150	171	197
(3) 保険金のお支払の可否		18	30	16
(4) 接客態度		44	34	46
(5) その他		54	53	89
小計		292	327	384
4. その他		109	44	846*
合計		3,087	2,459	3,470

* 上記の件数はすべて「お褒め」を除く

※ 2018年度はお客様の声が大きく増えていますが、これは当社にてお客様の「声」として捉える基準の見直しを行い、より幅広くご意見を「声」として捉えるように変更を行ったためであり、『4. その他』が増加しているのもこのことに起因しています。

「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の概況

1. 契約・募集行為

保険契約・募集に関しては(3)募集行為について多くのご意見をいただきました。このうち、85%が電話で保険のご案内を差し上げる事に対するご意見でした。内容としては、お客様が電話でのご案内をご希望されないケース、また、電話番号を含むお客様の個人情報の利用のされ方についてご不安やご不満を抱かれたケースが多くありました。次いで(2)契約継続手続についても多くのご意見をいただきました。内容としては、賃貸住宅入居者用保険の契約継続案内についてのお申し出が多くを占めています。今後もより一層お客様のご意向に沿った募集活動が行えるようより努めてまいります。

2. 契約の管理・保全・集金

保険契約の管理・保全・集金に関わるものでは、(4)契約の解約(手続誤り・遅延、返戻保険料等)に関して1,289件と最も多くのお申し出をいただいています。このうち1,254件が賃貸住宅入居者用保険の解約に関するもので、住居を退去された際に保険を解約されないままとなり、後日になり日付を遡って解約手続きをされたものとなります。この日付を遡っての解約手続きの件数は、年々減少しつつありますが、さらに減少することをめざして、今後も退去される際に解約、または変更手続きのご連絡を頂けるよう引き続き周知してまいります。

次に(1)証券未着・誤りが442件となっておりますが、このうち約92%が、保険証券を受け取っていない、というお申し出でした。当社では受け取っていないというお申し出を受けたもの全件について、配達不能で当社に返却されていないか確認を徹底しておりますが、引き続きこのようなお申し出が少なくなるよう努力してまいります。

3. 保険金

保険金のお支払に関しては(2)対応の遅れ・対応方法について多くのご意見をいただきました。対応についてのお申し出のうち、約30%が損害サービスアンケートの中でご意見をいただいたものでした。内容としては、事故担当者からの経過報告のご連絡が不十分であること、また、お支払い方法に関するものなどさまざまでした。お客様へ適切なタイミングで経過の報告を行い、支払保険金額の内容についてより丁寧な説明を行うよう努めてまいります。

契約・募集行為／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 商品内容(補償内容等)	63件
(2) 契約継続手続 (手続漏れ・遅れ等)	90件
(3) 募集行為	168件
(4) 契約内容・ 条件などの説明不足・誤り	39件
(5) 契約の引受(条件・制限等)	3件
(6) 保険料の計算誤り	3件
(7) 接客態度	3件
(8) 帳票類(申込書・請求書・ パンフレット等)	18件
(9) その他	26件
合計	413件

契約の管理・保全・集金／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 証券未着・誤り	442件
(2) 分割払い・口座振替	14件
(3) 契約の変更手続(手続 誤り・遅延、車両入替等)	27件
(4) 契約の解約(手続誤り・ 遅延、返戻保険料等)	1,289件
(5) 満期返戻(手続遅延、 満返金額等)	0件
(6) 接客態度	7件
(7) その他	48件
合計	1,827件

保険金／ 「ご意見、ご要望」等の件数	
(1) 保険金のお支払金額	36件
(2) 対応の遅れ・対応方法	197件
(3) 保険金のお支払の可否	16件
(4) 接客態度	46件
(5) その他	89件
合計	384件

(対象期間 2018年4月～2019年3月)
*上記の件数はすべて「お褒め」を除く

「お客様の声」に基づき開発・改善(予定含む)した商品・サービス等の例

1. 火災保険長期年払い契約および地震保険自動継続の口座振替対応

【お客様の声】

火災保険の長期年払い契約を口座振替できるようにしてほしい。



【改善内容】

火災保険料長期年払いおよび地震保険(自動継続特約)につきまして、口座振替の対応を開始しました。

2. 新医療総合保険の葬祭費用補償特約の支払限度額の変更

【お客様の声】

新医療総合保険(一時金プラス型)の50歳以上の葬祭費用補償特約の支払限度額が30万円と50万円の2パターンのみしかない。支払限度額をアップしたパターンも設定してほしい。



【改善内容】

100万円、150万円のプランを新たに追加しました。

3. 疾病の保険金請求の電話番号表記

【お客様の声】

約書の裏表紙に保険金請求のフリーダイヤルが記載されているが「おケガ」か「おケガ以外」と記載されている。病気の請求をする際、「おケガ以外」に電話をしたら窓口が異なると案内された。どこに連絡したら良いかわかりやすくしてほしい。



【改善内容】

「おケガ・ご病気の場合」「おケガ・ご病気以外の場合」に表記を変更いたしました。

4. 海外旅行保険の約款をWeb照会した際のQRコードのリンク先変更

【お客様の声】

海外旅行保険の証券が送られてきた際の封筒にQRコードが掲載されており、リンク先で約款が見られるようになっているが、海外旅行保険以外の約款も表示されるため、自分で約款を探さなければならない。海外旅行保険が最初から表示されるようにしてほしい。



【改善内容】

旅行保険の約款が最初から表示されるようQRコードのリンクを変更いたします。

5. 火災保険の満期のお知らせとご継続の案内はがきの表記

【お客様の声】

住宅総合保険に加入していて継続の案内はがきが届いた。右側に住宅総合保険とマイホームエースの一般的な補償対象の比較が記載されているが、自分の契約内容に即した補償対象が比較されているわけではないため紛らわしい。注意書きを付けるとか、わかりやすい表記にしてほしい。



【改善内容】

2019年度の保険料改定時に継続案内はがきの文面の全面的な見直し改善を行います。

6. 賃貸住宅入居者用保険のフリーダイヤル入電時の事前アナウンス

【お客様の声】

電話によるやり取りを録音しているのなら、事前に録音している旨をガイダンスで流すべきではないか。



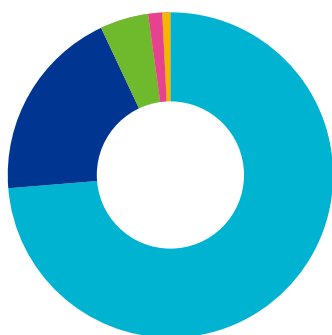
【改善内容】

録音させていただく旨のガイダンスを流すように変更いたしました。

お客様満足度調査

チャブ保険では、当社の損害サービスについて、今後のサービス向上のために、保険金お支払時に顧客満足度調査を実施しております。2018年度(2018年4月～2019年3月)の調査結果の概要は以下のとおりです。

対応サービス全般に対する満足度



「満足～ほぼ満足」

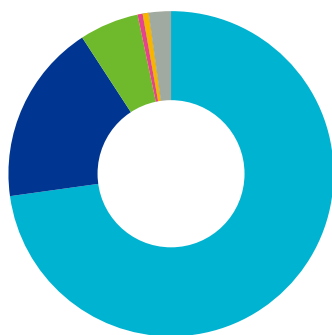
93.0%

満足度	割合
満足	73.7%
ほぼ満足	19.3%
普通	4.8%
やや不満	1.4%
不満	0.8%

回答数 3,220 回答率 5.2%

93.0%のお客様より「満足～ほぼ満足」の評価をいただいておりますが、2.2%のお客様からは「やや不満～不満」という評価をいただきました。今後も不満と感じるお客様が一人でも少なくなるようサービスの改善に努めてまいります。

担当者の話し方、態度に対する満足度



「とても良い～良い」

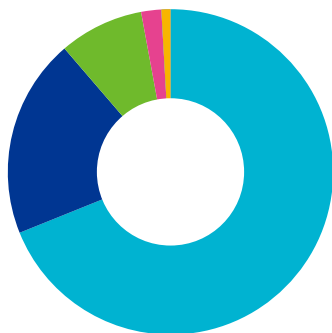
90.8%

満足度	割合
とても良い	72.8%
良い	18.0%
普通	5.9%
やや悪い	0.5%
悪い	0.6%
不明・その他	2.2%

回答数 3,220 回答率 5.2%

90.8%のお客様より「とても良い～良い」の評価をいただいておりますが、1.1%のお客様からは「やや悪い～悪い」という評価をいただきました。今後も「電話対応研修」等を通じ、サービスの改善に努めてまいります。

保険金支払いの迅速性に対する満足度



「早い～早い方である」

88.7%

満足度	割合
早い	68.9%
早い方である	19.8%
普通	8.4%
やや遅い	2.0%
遅い	0.9%

回答数 3,220 回答率 5.2%

88.7%のお客様より「早い～早い方である」の評価をいただいておりますが、2.9%のお客様からは「やや遅い～遅い」という評価をいただきました。今後も迅速な保険金支払いに取り組んでまいります。

公平・中立な立場でお応えする機関などのご紹介

一般社団法人 保険オンブズマン

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人 保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

* 保険オンブズマン

www.hoken-ombs.or.jp/

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関です。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますのでご注意ください。

* 自賠責保険・共済紛争処理機構

www.jibai-adr.or.jp

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

交通事故に遭われた当事者の面接相談を通して、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっ旋、審査を行います。

当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れない場合に、公正・中立の立場で、無償で紛争解決するためのお手伝いをいたします。

* 交通事故紛争処理センター

www.jcstad.or.jp

ディスクロージャー（情報開示）の態勢

当社は「誠実」を第一の行動指針として掲げ、「誠実で開かれた会社」をめざしております。
このような考え方にに基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。
また、個人のお客様、法人のお客様向けには商品の内容、資料請求、お問い合わせ等についてご案内しています。

チャブ保険公式ホームページ

www.chubb.com/jp



ディスクロージャー誌「Business Report」の発行

当社は保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めに基づき、ディスクロージャー誌「Business Report」を毎年発行しております。

本誌は、当社の全営業拠点および主要な代理店に備え置いているほか、ご希望に応じて個別にご提供*しています。また、当社の公式ホームページでもその全文をご覧いただくことができます。



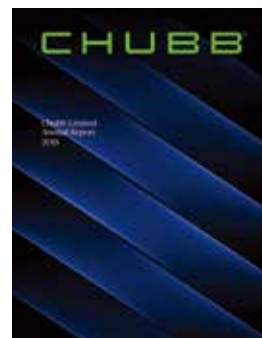
チャブ・リミテッド アニュアル・レポート

チャブ・リミテッドの財務状況等の開示情報として、アニュアル・レポートが英文で毎年発行されております。ご希望に応じて個別にご提供*しております。

また、チャブ・リミテッドの IR ページにおいても財務状況等の情報をご覧いただくことができます。

チャブ・リミテッドの IR ページ

<http://investors.chubb.com>



*上記資料をご希望の方は、下記までご請求ください。

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社 マーケティング & コミュニケーション部

商品・サービスについて

保険のしくみ	52
損害保険制度	52
損害保険契約の性格	52
再保険について	52
保険のご契約の流れ	52
保険募集のしくみ	53
約款について	53
保険料	53
保険代理店について	54
保険金のお支払い	55
商品ラインナップ	56
個人向け商品	56
企業向け商品	56
お客様サービス〈個人向けサービス〉	57
24時間事故受付サービス [通話料無料]	57
海外旅行保険関連サービス	57
自動車保険関連サービス	58
住まいの保険関連サービス	59
からだの保険関連サービス	59
お客様サービス〈企業向けサービス〉	59
損害サービス	60

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険は、私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るためのもっとも合理的な防衛策のひとつです。将来起こるかもしれない危険に対して、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の制度が損害保険制度です。損害保険の幅広い普及を図ることは、個人の生活や企業経営の安定に大きく寄与することになり、重要な社会的役割を果たしているといえます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶発的な事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその損害が発生する可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

再保険について

再保険とは

大型船舶や大規模な工場などに損害が生じたり、大火、台風、地震などのような広域大災害が発生したりすると、その保険金支払いは巨額に達し、一保険会社の負担能力を超える可能性があります。このため保険会社は、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図っています。これを再保険といいます。

再保険のしくみ

国内で引き受けた巨大リスクや集積リスクの分散を目的として、日本国内外の保険会社へ出再保険料を支払うことにより、保険金支払い責任の移転を図っています。これを出再保険取引といいます。この出再保険取引は、出再先の財務力・保険金支払い能力・信用度等の情報を収集・分析のうえ、慎重に決定しています。一方、他の保険会社より再保険を引き受ける受再保険取引についても、引受リスクの判断材料となる引受条件・成績等の各種情報を精査し、慎重かつ適正な再保険の引受を行っています。

保険のご契約の流れ

当社または代理店とのご相談

- お客様のご意向把握
- お客様のご意向にあった商品のご提案
- 商品内容等でご注意いただきたいことのご説明

お申し込み

- お申し込みの際にご注意いただきたいことのご説明
- お客様のご意向の最終確認
- お申し込み手続（申込書等のご記入）
- 保険料のお支払い

ご契約の成立

- ご契約の成立
- 保険証券の送付

保険募集のしくみ

損害保険の募集は、保険会社の委託を受けた損害保険代理店または保険仲立人を通じた場合と、社員によって直接行われる場合があります。

損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として、保険契約の締結にあたります。当社の取扱い商品のほとんどは、当社の委託を受けた全国の代理店を通じて販売されています。また、当社は一部の商品でダイレクト・メールまたは広告等で商品の告知を行い、お客様からの資料請求またはお見積依頼を受けて、保険契約申込書等一式を送付し、お客様から郵便で返信申し込みを受ける通信販売、インターネット等による保険募集も行っています。

保険募集に際しては、当社の社員もしくは代理店から募集人の権限等についてご説明させていただき、お客様が抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案させていただきます。また、お客様に対して、契約の締結または加入の可否を判断するのに必要な情報を説明させていただきます。

保険契約をお申し込みになる際は、重要事項説明として「契約概要および注意喚起情報」が記載された書面を交付いたしますので、内容を十分にご理解のうえ契約を行っていただきます。またご加入いただく保険契約がご希望に沿った内容であること、保険の内容や保険料が適切であることについて確認させていただくため、意向確認書

または契約内容確認書を作成いたしますので、署名または所定欄への確認印の押印をお願いします。保険契約申込書の必要事項のご記入ならびに所定欄にご署名または申込印をいただき、お客様より保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

※クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約（金銭消費貸借契約や、営業・事業のための保険契約等を除きます）について、お申し込みされた日またはクーリングオフに関する書面が交付された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、保険契約のお申し込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。

※共同保険制度について

複数の保険会社が引受保険会社となり、ご契約を締結する共同保険制度があります。各引受保険会社は、保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立して別個に引受責任を負担し、幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。ご契約の際には、説明内容に十分ご注意ください。

約款について

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから「契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これが約款です。保険約款は、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によって「普通保険約款」を一部補足・修正する「特別約款」・「特約」で構成されて

います。これらの約款は、保険会社が作成し、金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

2. 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します（「諾成契約」といいます）。ご契約にあたっては加入される保険契約の内容

および約款について、当社の社員または代理店から、十分な説明を受けるとともに、意向確認書または契約内容確認書により、保険加入の目的や保険金額などを確認していただくことが必要です。

3. 約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとにパンフレットを作成するとともに、主として個人を対象とする保険種目（自動車保険・傷害保険・火災保険など）については、「契約概要」「注意喚起情報」を作成し、契約前に交付します。また、ホームページによる約款等の開示も行っております。「告知義務」「通知義務」「保険金が支払われない場合」など、特に重要な事項について記載しておりますので、必ずご一読いただくことが必要です。

保険料

1. 保険料の收受・返還

損害保険の保険料は、保険料のお支払方法について特段の取り決めがない場合は、保険契約の締結と同時に全額を領収することが原則となっています。したがって、保険期間が開始した後も、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

また、保険期間中に契約内容の変更が生じたときには、その危険の増減に応じて保険料の追加または返還を行います。

2. 保険料率とは

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分（事業経費・代理店手数料）に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といい、これに基づいて実際の保険料が算出されています。

保険代理店について

1. 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で「損害保険代理店委託契約」を締結し、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としています。さらに、お客様のご要望に的確に対応し、より一層充実したサービスを提供するために、お客様に適切な商品を選択していただけるよう助言を行っています。また、万一の事故の際には、迅速に保険金が支払われるよう、保険金請求の手続を援助するなどのアフターサービスを行っています。このような活動を通じて、損害保険の幅広い普及や、個人や企業の経済生活の安定などに大きく貢献しています。

代理店の主な業務は、次のとおりです。

- 保険契約の締結
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行および交付
- 契約者からの事故の受付、保険会社への通知

2. 代理店制度

代理店登録

損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

代理店の役職員として保険契約の募集を行う場合は、所定の教育を修了し、資格試験に合格したうえで、保険業法第302条に基づき、内閣総理大臣に届出なければなりません。この登録・届出を行ってはじめて、保険契約の募集に従事することができます。

代理店の業務は、「保険業法」等で定められており、公正で公平なサービスをすべてのお客様に提供することが義務づけられています。

損害保険代理店制度

当社は、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくため、また、代理店の品質向上を図り、損害保険に対して、お客様から高い信頼を得られることにより、損害保険をますます普及促進させることを目的として、損害保険代理店制度を設けています。

損害保険代理店制度においては、火災保険、自動車保険および傷害保険などの一般契約を取り扱う一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店の区分を設け、その特性に合わせた代理店制度を運営しています。

一般社団法人日本損害保険協会では、募集人の資質向上を図り、知識・能力を定期的に検証するために、「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験）」を実施しています。当社もこの試験制度に積極的に参加して、募集人の資質向上に努めています。

「損保一般試験」は、「基礎単位」および「商品単位（自動車、火災、傷害疾病）」の大きく2つの単位で構成されており、「基礎単位」の合格が募集人の登録・届出の要件となるほか、募集人が取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格することが必要となります。

また、「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップをめざす仕組みとして、「損害保険大学課程（「専門コース」・「コンサルティングコース）」

4. 代理店数

当社の代理店数は以下のとおりです。

区分	一般代理店	モノライン代理店				合計
		旅行	不動産	AE [※]	DM	
店数	1,215	216	612	12	38	2,093
構成比	58.1%	10.3%	29.2%	0.6%	1.8%	100%

※ AEとは、米国軍人・軍属用自動車保険の略号です。

(2019年3月末日現在)

が実施されており、当社も積極的に資格取得を推進しています。

3. 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的として代理店教育プログラムを実施しています。募集人の保険商品教育推進のため、一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店等、募集チャンネルに応じた個社商品教育を行っています。具体的には、募集チャンネル別の教育テキスト等により、学習完了後のインターネットによる検証試験に合格する等、代理店が効率よく知識を習得できるよう工夫を重ねています。これにより営業店から遠隔地に所在する代理店であっても募集人は同等の教育を受けることが可能になります。また、商品知識のみならず代理店の体制整備、販売技法、経営手法、保険情勢の研究や経験交流等を目的とした各種の研修やセミナーを主要営業店において実施しています。

また保険募集においては、「契約者保護」がすべての基本であるとして、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定(Plan)、適切な教育・管理・指導(Do)、自己点検等の監査(Check)、改善に向けた態勢整備(Act)を指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

保険金のお支払い

事故の発生から保険金のお支払いまで (自動車事故の場合)



- ① 事故が起こった場合は、被害者の救護・損害の拡大防止等の必要な緊急措置を行ってください。警察への届出を行い、相手のある事故の場合は、その方の住所・氏名・勤務先、保険に加入していればその保険会社などをご確認ください。お願いします。
- ② 緊急措置をお取りになったら、ただちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いします。その際、ご契約者名、事故の日時・場所、事故状況等をお知らせください。証券番号や保険の内容もおわかりになりましたら併せてお知らせください。
- ③ ご契約の内容を確認のうえ、お客様に保険金請求に必要な書類のご案内を差し上げます。
- ④ 保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。
- ⑤ 必要に応じ、事故の現場や事故物件などの調査をし、確認します。(特別な調査・照会が必要な場合、ご案内を差し上げます)
- ⑥ お客様および被害者など関係者との打ち合わせ、あるいはご提出いただいた書類を確認させていただいたうえで、支払保険金の額を決定させていただきます。
- ⑦ 保険金のお支払いは、当社より指定先の銀行口座にお振り込みします。

商品ラインナップ

個人向け商品



からだの保険

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- 医療保険



自動車の保険

- 家庭用自動車保険
- 自動車損害賠償責任保険
(自賠責保険)



レジャーの保険

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険
- ネット専用旅行関連サービス
取消費用補償保険
(旅のキャンセル保険)



住まいと生活の保険

- 住宅総合保険
- リビングプロテクト
総合保険
- 地震保険
- 個人賠償責任保険

企業向け商品



自動車の保険

- 一般用自動車保険



従業員に関する保険

- 業務災害安心総合保険
(GPA Pro)
- 労働災害総合保険
・法定外補償条項
・使用者賠償責任条項
- 団体長期障害所得補償
保険 (GLTD)



財物に関する保険

- テナント総合保険
(プレミアムテナントプロ)
- 企業財産総合保険
(Property Pro Advance)
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 動産総合保険
- 機械保険



賠償責任に関する保険

- 会社役員賠償責任保険
- 製造業向け賠償責任保険
(製造プロ)
- 小売業・飲食業向け賠償
責任保険 (リテールプロ)
- 生産物賠償責任保険
(PL 保険)
- 施設所有 (管理) 者賠償
責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 専門業務事業者賠償
責任保険
 - ・ IT 事業者向け賠償責任
保険 (アイティープロ)
 - ・ 情報漏えい保険
(データプロ)
- サイバー保険
(サイバープロ)
- ライフサイエンス賠償責任保険
- 臨床試験賠償責任保険
- 興行中止保険



船舶と貨物の保険

- 運送保険
- 貨物海上保険



費用・利益の損失に 関する保険

- 団体総合補償制度費用保険
(WIZ)
- 旅行特別補償保険
- 旅行事故対策費用保険
- インバウンドトラベル保険
- 企業犯罪被害包括補償保険
(クライムプロ)



工事に関する保険

- 建設業者向け総合賠償
責任保険 (建設プロ)
- 組立保険
- 建設工事保険



プログラム

- 海外進出企業向け
グローバル・プログラム
(海外 PL 保険、火災保険、
海上保険)

お客様サービス〈個人向けサービス〉

24 時間事故受付サービス [通話料無料]

専任スタッフが、夜間・休日を問わず、365 日・24 時間体制で事故受付をいたします。
通話料は無料です。携帯電話、PHS からのご利用いただけます。

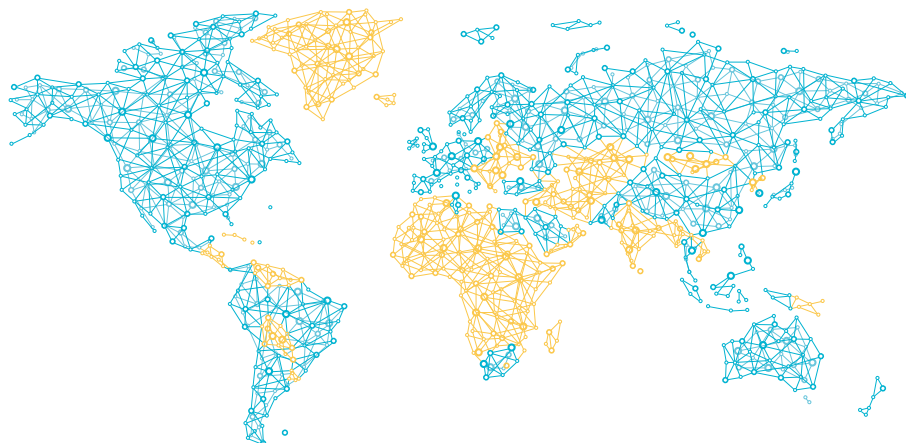
- 自動車・住まい・賠償責任保険の場合：0120-011-313
- からだ(ケガ)の保険の場合：0120-091-313
- 海外旅行保険の場合：0120-071-313
- 医療保険・がん保険の場合：0120-289-822

海外旅行保険関連サービス

日本語サービスセンター

チャブ保険は、プレステージ・インターナショナル社(プレステージ・コアソリューション社)、フラートン・ヘルス・コーポレート・サービス社と提携し、各種サービスを提供しています。海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、医療に関するさまざまな手配サービスや保険金請求に関わるご相談を 24 時間・年中無休で行っております。

- 保険金請求等に関わる相談サービス
- クレジットカード、パスポート、T/C 等の紛失・盗難時の緊急手配のご案内
- 医療機関のご紹介
- 緊急移送手配サービス
- 専門医のご紹介
- 帰国手配サービス
- その他各種トラブルご相談受付



• ロサンゼルス
• ウィルミントン

• ロンドン
• 日本

• 上海
• 香港

• バンコク
• シンガポール

• シドニー

ワールド・ワイド・ネットワーク

世界各地域から現地オペレーターを通さず通話料無料で直接、日本語サービスセンターにご連絡いただけます。

日本語サービスセンターへの通話料無料の設定国および地域

アイスランド、アイルランド、アメリカ(含むアラスカ)、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、グアム、コロンビア、サイパン、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、チェコ、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハワイ、ハンガリー、フィリピン、フランス、ブラジル、ベルギー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、ルクセンブルク、ロシア

キャッシュレス医療サービス

チャブ保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる提携病院では、お客様は現金不要です。

万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用が可能な病院を配置しておりますので、安心して治療をお受けいただけます。

自動車保険関連サービス









ロードサービス

故障などの車のトラブルにも対応し、お客様のカーライフをトータルにサポートいたします。また、「携帯電話 GPS 位置特定サービス」により、お客様がトラブル場所をうまく説明できない場合でも、携帯電話、スマートフォンから位置情報をご送信いただくことで、正確なトラブル位置を当社で特定し出動することができます。

※下記サービスは一例であり、商品またはご契約内容によって付帯サービスは異なります。

• 無料リペアサービス (故障時無料緊急修理サービス)

ご契約のお車が故障や事故で自力走行不能となった場合、次のトラブルについて無料で緊急修理を行います。

バッテリー上がり ジャンピング (ケーブルをつないで 始動・保険期間中 1 回 のみ) 	鍵閉じ込み (解錠) 	パンク (スペアタイヤとの 交換) 	ボルト 締め付け 	各種電球・ ヒューズ交換 	サイドブレーキ の固着 	各種オイル漏れ 点検・補充 	冷却水補充 
--	--	--	--	---	---	---	--

(注 1) スペアタイヤ以外のタイヤ交換、タイヤ修理、バッテリー充電、セキュリティ装置付車両の解錠作業、部品代、オイル類の費用等は無料サービスの対象となりません。

(注 2) 30 分以内の修理作業に限り無料。

• レッカー無料サービス (レッカー距離 250km まで)

ご契約のお車が故障や事故で自力走行不能となった場合に、レッカー車を手配し修理工場等までけん引いたします。

• ガス欠サポートサービス

一般道・高速道で、ご契約の自動車がガス欠になったとき、ガソリン 10 リットルを無料でお届けします。(保険期間中 1 回のみ)

※ 10 リットルを超えるガソリン代は、お客様のご負担となります。※ 自宅駐車場など車両保管場所でのガス欠は対象となりません。

• 遠隔地トラブルサポートサービス

ご自宅から半径 100km 以上の遠隔地で自力走行不能になった場合、帰宅に要した費用や宿泊費などをお支払いします。

• 帰宅費用サービス • 宿泊費用サービス • 車両搬送・引取費用サービス

事故プラスサポートサービス

• 事故時の現場対応について電話で親身にサポートいたします。

万が一自動車で事故を起こしてしまった場合、落ち着いて事故対応を行うことは難しいものです。チャブ保険では、事故発生時にお客様が落ち着いて速やかに事故現場対応を行えるように、安全確保や事故相手の確認などのアドバイスを 24 時間電話で行います。

• お客様の状況に応じて事故現場に駆けつけ、事故対応をサポートいたします。

上記電話でのサポートのほか、お客様のご依頼に基づいて、スタッフを事故現場に派遣しお客様をサポートいたします。

お客様サービス〈企業向けサービス〉

住まいの保険関連サービス

水まわり・鍵開け緊急サービス

ご自宅での水まわりのトラブル(トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等)あるいは外出中の鍵の紛失、盗難の場合の玄関ドアロックの解錠に、提携業者がご自宅に急行し、対応いたします。(30分以内の応急処理は無料です。ただし、鍵代、部品代はお客様のご負担になります。)

マイホームエース、マイホームエースゴールド(いずれも住宅総合保険の当社独自パッケージプラン)のご契約のみ対象です。

住まいの緊急アシスト

借用住宅において、鍵・水まわり・ガラスのトラブルの際、当社の委託先による30分以内の応急作業費(出動料・作業料)を無料^{*}で提供します。

リビングプロテクト総合保険に付帯する修理費用補償特約の支払限度額が所定の額である場合、自動的にセットされます。

^{*}部品代等の実費や30分を超える応急作業等はお客様のご負担です。

からだの保険関連サービス

SOS ホットライン :

緊急医療・健康相談サービス

ご契約者とご家族が無料で受けられる電話相談サービスです。24時間365日体制で、経験豊富な看護師が、医療・健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

示談交渉サービス

賠償事故危険補償特約付帯のご契約者の方には、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

(注) 損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

「ビジネスチャンスからリスクを取り除き、お客様が成功を獲得していくことをサポート」

リスク・マネジメント・ソリューションについてチャブ・グループはこう考えます。

チャブ・グループの先進のノウハウと豊富な経験をもって、企業の皆様に、リスク分析、評価に基づいたコンサルティングサービスを行い、合理的な保険の構築に最適なソリューションをご提供いたします。

リスクコンサルティングサービス

建設、運輸、製造業など事故発生リスクの高い企業へ、チャブ保険のスペシャリストが「保険商品」だけではなく、リスクの評価を分析、社員教育、助言といったリスクに対する事前のコンサルティングサービスを行います。

リスクマネジメントの基本は、企業リスクの発見とその正確な評価に始まります。企業はその正確な評価に基づき、リスクコントロールやリスクファイナンスという手法を駆使し、リスクの保有と移転の適正なバランスを決めます。チャブ保険はそのリスク解決のプログラムをテラーメイドでご提案いたします。

人事部ヘルプダイヤル

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険にご契約の企業・団体の人事担当の方を対象に、メンタルヘルス不調者への対応や、復職時に注意すべきポイントやアドバイス等についてのご相談をお受けします。またカウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。

^{*}個別のケース(特定の退職者等のケース)への介入は行いません。

ストレスチェックサービス

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険のご契約企業は、ストレスチェックサービスをご利用いただけます。

^{*}ただし、ご利用には条件があります。



損害サービス

損害保険会社の真価は、お客様に万が一の事故が発生した際に、事故の解決に向けて的確なアドバイスを行い、スピーディな保険金のお支払いを通して「安心」をお届けすることにあります。

※保険金のお支払いの流れについては、55 頁をご参照ください。

2018 年度の当社のお客様満足度調査では、「対応サービス全般に対する満足度」についてお客様から 93% の評価 (5 段階評価の 4 以上) をいただきました。

※詳細な調査結果については、48 頁をご参照ください。

損害サービススタッフの行動指針

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざしています。

《お客様第一主義と自己革新・自己責任》

- 常にお客様の立場になって考え行動します。
- 常にお客様の安心と信頼を念頭に「迅速・親切・公平・的確」な対応をします。
- 常に能力の向上に努め、高度な事故事案解決力の向上をめざします。
- 常に社内外の「法令遵守」を前提とした行動をします。

代理店への事故受付・保険金支払いの案内サービス

事故登録後および保険金お支払い手続完了後に、代理店へ「ご案内」の FAX と代理店ポータルにて案内をいたします。

安心の 1 事故 1 担当者制

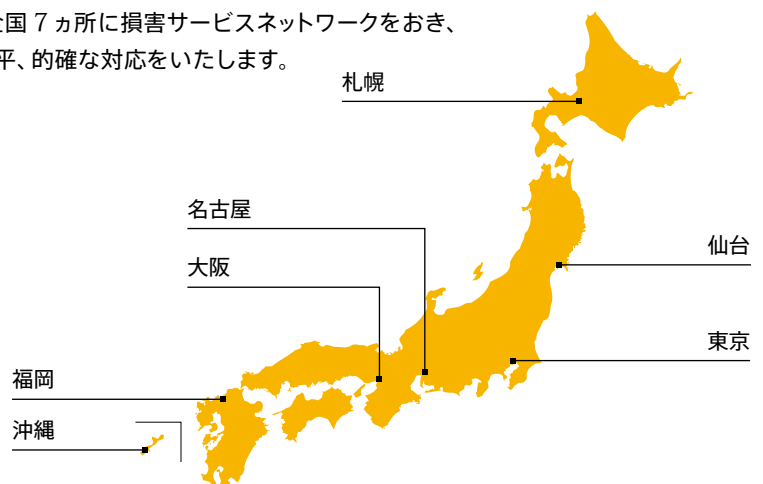
1 件の自動車事故に対して複数の担当者が分業する保険会社が多い中で、チャブ保険は一貫して一人の担当者が対応しています。

信頼性の高い示談交渉サービス

自動車保険事故の示談交渉においては、高度な専門知識と豊富な経験を有したスタッフが、お客様に代わり責任をもって行います。国内の損害保険会社に先駆けて、いち早く示談交渉を開始し、多くのお客様より好評を得ています。

損害サービスネットワーク

チャブ保険は全国 7 ヲ所に損害サービスネットワークをおき、迅速、親切、公平、的確な対応をいたします。



業績データ

事業の概況	62
I-1 主要な経営指標等の推移(直近5事業年度)	62
I-2 保険事業	63
I-3 資産の運用	68
I-4 単体ソルベンシー・マージン比率	71
経理の状況	72
II-1 計算書類	72
II-2 資産・負債の明細	77
II-3 損益の明細	86
II-4 時価情報等	87
企業集団等の状況	90
III-1 事業の概況(連結)	90
III-2 主要な経営指標等の推移(連結)	90
III-3 連結財務諸表	91
III-4 リスク管理債権	98
III-5 セグメント情報	98
III-6 Chubb少額短期保険株式会社の 単体ソルベンシー・マージン比率	99
III-7 保険会社およびその子会社等に係る 保険金等の支払い能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	100

I 事業の概況

I-1 主要な経営指標等の推移（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		20,267 (△ 3.4%)	21,042 (3.8%)	21,788 (3.5%)	22,615 (3.8%)	23,291 (3.0%)
経常収益 (対前期増減率)		21,682 (0.2%)	21,881 (0.9%)	22,291 (1.9%)	22,956 (3.0%)	23,801 (3.7%)
保険引受利益 (対前期増減率)		600 (△ 0.2%)	1,622 (170.2%)	2,826 (74.1%)	1,158 (△ 59.0%)	234 (△ 79.7%)
経常利益 (△は経常損失) (対前期増減率)		1,213 (46.6%)	1,878 (54.8%)	2,981 (58.7%)	1,118 (△ 62.5%)	499 (△ 55.3%)
当期純利益 (△は当期純損失) (対前期増減率)		488 (30.5%)	1,010 (106.7%)	2,400 (137.5%)	5,874 (144.7%)	145 (△ 97.5%)
正味損害率		46.7%	43.7%	42.0%	41.2%	45.9%
正味事業費率		53.0%	45.5%	44.9%	48.2%	49.1%
利息および配当金収入 (対前期増減率)		136 (△ 17.6%)	111 (△ 18.2%)	84 (△ 24.0%)	90 (6.1%)	80 (△ 10.2%)
運用資産利回り (インカム利回り)		0.33%	0.26%	0.19%	0.18%	0.17%
資本金 (発行済株式総数)		8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	8,150 (163 千株)	5,000 (163 千株)	5,000 (163 千株)
純資産額		3,221	4,498	6,820	12,816	12,689
総資産額		49,743	51,058	56,435	62,729	64,214
積立勘定資産額		123	76	10	—	—
自己資本比率		6.48%	8.81%	12.08%	20.43%	19.76%
1株あたり純資産額		19,761円 51銭	27,597円 71銭	41,841円 82銭	78,629円 82銭	77,851円 52銭
1株あたり当期純利益		2,999円 79銭	6,201円 13銭	14,728円 87銭	36,040円 98銭	894円 68銭
責任準備金残高		26,683	27,712	29,690	30,485	31,499
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		35,190	37,381	41,742	41,051	40,015
その他有価証券評価差額金		409	676	597	719	446
単体ソルベンシー・マージン比率		1,043.3%	1,138.5%	1,199.5%	1,588.6%	1,609.3%
配当性向		—	—	—	—	—
従業員数		536名	527名	520名	519名	545名

I-2 保険事業

(1) 保険料の推移

① 正味収入保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	3,209	15.8	△ 0.1	3,427	16.3	6.8	3,792	17.4	10.6	3,813	16.9	0.6	4,085	17.5	7.1
海上	91	0.5	38.0	121	0.6	32.0	191	0.9	58.2	150	0.6	△ 21.7	115	0.5	△ 23.4
傷害	8,282	40.8	△ 9.5	8,192	38.9	△ 1.1	8,144	37.4	△ 0.6	8,161	36.1	0.2	8,752	37.6	7.2
自動車	3,679	18.2	△ 2.6	3,683	17.5	0.1	3,518	16.1	△ 4.5	3,352	14.8	△ 4.7	3,299	14.2	△ 1.6
自動車損害賠償責任	712	3.5	△ 3.6	677	3.2	△ 4.8	645	3.0	△ 4.7	653	2.9	1.1	606	2.6	△ 7.1
その他	4,291	21.2	6.7	4,940	23.5	15.1	5,495	25.2	11.2	6,483	28.7	18.0	6,431	27.6	△ 0.8
(うち賠償責任)	(1,742)	(8.6)	(△ 8.9)	(1,917)	(9.1)	(10.1)	(2,131)	(9.8)	(11.2)	(2,626)	(11.6)	(23.2)	(2,241)	(9.6)	(△ 14.7)
合計	20,267	100.0	△ 3.4	21,042	100.0	3.8	21,788	100.0	3.5	22,615	100.0	3.8	23,291	100.0	3.0

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料（含む積立保険料）の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	16,876	33.2	△ 13.8	17,752	33.9	5.2	19,140	35.8	7.8	18,938	34.3	△ 1.1	20,379	34.6	7.6
海上	589	1.2	21.4	657	1.2	11.5	753	1.4	14.6	854	1.5	13.3	960	1.6	12.5
傷害	12,752	25.1	△ 12.3	12,780	24.4	0.2	12,430	23.2	△ 2.7	12,399	22.4	△ 0.3	13,041	22.1	5.2
自動車	8,220	16.2	△ 6.2	8,218	15.7	0.0	7,961	14.9	△ 3.1	7,662	13.9	△ 3.8	7,589	12.9	△ 1.0
自動車損害賠償責任	244	0.5	△ 7.8	232	0.4	△ 5.0	215	0.4	△ 7.5	197	0.4	△ 8.2	217	0.4	10.1
その他	12,106	23.8	9.2	12,781	24.4	5.6	12,970	24.3	1.5	15,178	27.5	17.0	16,774	28.4	10.5
(うち賠償責任)	(5,518)	(10.9)	(6.7)	(5,575)	(10.6)	(1.0)	(6,332)	(11.8)	(13.6)	(7,489)	(13.6)	(18.3)	(8,085)	(13.7)	(8.0)
合計	50,790	100.0	△ 7.2	52,422	100.0	3.2	53,471	100.0	2.0	55,231	100.0	3.3	58,963	100.0	6.8
従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）	94	—	△ 2.9	99	—	5.0	102	—	3.4	106	—	3.5	108	—	1.7

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）：元受保険料（含む積立保険料）÷従業員数

③ 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	1,464	33.3	8.6	1,504	34.0	2.7	1,706	33.6	13.4	1,712	30.9	0.4	2,019	35.7	17.9
海上	36	0.8	10.1	34	0.8	△ 4.2	36	0.7	5.4	79	1.4	115.5	33	0.6	△ 57.2
傷害	1,547	35.2	3.2	1,457	32.9	△ 5.8	1,604	31.6	10.1	1,648	29.8	2.7	1,798	31.8	9.1
自動車	4	0.1	△ 10.6	4	0.1	△ 6.8	3	0.1	△ 16.2	3	0.1	△ 0.5	3	0.1	△ 8.7
自動車損害賠償責任	639	14.5	△ 2.8	608	13.7	△ 4.9	581	11.4	△ 4.4	586	10.6	0.9	531	9.4	△ 9.4
その他	708	16.1	△ 17.2	818	18.5	15.7	1,148	22.6	40.2	1,504	27.2	31.0	1,267	22.4	△ 15.7
(うち賠償責任)	(604)	(13.7)	(△ 13.7)	(662)	(15.0)	(9.6)	(876)	(17.2)	(32.2)	(1,189)	(21.5)	(35.7)	(785)	(13.9)	(△ 33.9)
合計	4,400	100.0	0.0	4,428	100.0	0.6	5,080	100.0	14.7	5,535	100.0	8.9	5,653	100.0	2.1

(注) 受再正味保険料：受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④ 支払再保険料の推移

(単位: 百万円)

種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	15,130	43.4	△ 14.6	15,829	44.2	4.6	17,054	46.4	7.7	16,837	44.1	△ 1.3	18,313	44.3	8.8
海上	534	1.5	18.2	571	1.6	6.9	598	1.6	4.8	783	2.1	30.9	879	2.1	12.3
傷害	6,017	17.2	△ 12.7	6,045	16.9	0.5	5,890	16.0	△ 2.6	5,886	15.4	△ 0.1	6,087	14.7	3.4
自動車	4,544	13.0	△ 8.9	4,538	12.7	△ 0.1	4,446	12.1	△ 2.0	4,313	11.3	△ 3.0	4,292	10.4	△ 0.5
自動車損害賠償責任	172	0.5	△ 6.6	163	0.4	△ 5.4	150	0.4	△ 7.6	130	0.4	△ 13.2	141	0.4	8.4
その他	8,523	24.4	7.6	8,659	24.2	1.6	8,623	23.5	△ 0.4	10,199	26.7	18.3	11,610	28.1	13.8
(うち賠償責任)	(4,381)	(12.5)	(10.6)	(4,320)	(12.1)	(△ 1.4)	(5,077)	(13.8)	(17.5)	(6,052)	(15.9)	(19.2)	(6,630)	(16.0)	(9.6)
合計	34,922	100.0	△ 8.5	35,807	100.0	2.5	36,764	100.0	2.7	38,150	100.0	3.8	41,325	100.0	8.3

(注) 支払再保険料: 出再保険料から出再返戻金を控除したものをいいます。

⑤ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国内契約	99.3%	99.3%	99.0%	98.9%	99.0%
海外契約	0.7%	0.7%	1.0%	1.1%	1.0%

(注) 上表は、収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
平成 30 年度	20 (5)	92% (100%)
平成 29 年度	18 (5)	93% (100%)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象としています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
平成 30 年度	93% (100%)	—	7% (0%)	100% (100%)
平成 29 年度	92% (100%)	—	8% (0%)	100% (100%)

(注) 1. 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
<格付区分の方法>
① S&P 社の格付けを使用し、同社の格付けがない場合は Moody's 社もしくは A.M.Best 社の格付けを使用しています。
② 上記 3 社のいずれの格付けもない場合は「その他 (格付なし・不明・BB 以下)」に区分しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(2) 解約返戻金

(単位: 百万円)

種目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
火災		1,172	1,146	1,062	1,105	1,246
海上		1	1	1	0	1
傷害		114	109	84	71	71
自動車		162	171	173	180	178
自動車損害賠償責任		0	0	0	0	0
その他		217	200	226	202	224
(うち賠償責任)		(52)	(64)	(81)	(94)	(100)
合計		1,668	1,628	1,548	1,559	1,723

(3) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保険引受収益		20,873	21,453	21,972	22,651	23,367
保険引受費用		9,267	9,471	8,812	10,694	12,170
営業費および一般管理費		11,009	10,375	10,354	10,825	10,989
その他収支		3	15	20	26	26
保険引受利益		600	1,622	2,826	1,158	234

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

(4) 保険金の推移

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,258	15.8	46.9	1,283	16.4	44.2	972	12.2	33.3	1,140	14.1	37.2	2,282	24.1	62.7
海上	51	0.7	71.4	28	0.4	35.4	22	0.3	16.2	24	0.3	25.1	90	1.0	90.2
傷害	2,756	34.4	37.7	2,622	33.5	36.0	2,736	34.4	36.3	2,599	32.1	35.1	2,572	27.2	32.7
自動車	1,881	23.6	64.5	1,829	23.4	61.7	1,787	22.5	62.1	1,583	19.5	58.4	1,611	17.0	59.9
自動車損害賠償責任	710	8.9	101.5	681	8.7	102.3	638	8.0	100.7	589	7.3	91.8	564	6.0	94.8
その他	1,320	16.6	39.2	1,377	17.6	34.7	1,800	22.6	37.6	2,163	26.7	37.5	2,337	24.7	40.8
(うち賠償責任)	(589)	(7.4)	(44.9)	(507)	(6.5)	(36.3)	(812)	(10.2)	(43.9)	(853)	(10.5)	(37.4)	(795)	(8.4)	(41.7)
合計	7,979	100.0	46.7	7,822	100.0	43.7	7,957	100.0	42.0	8,100	100.0	41.2	9,459	100.0	45.9

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	4,781	27.2	31.1	5,151	28.7	7.7	6,371	34.3	23.7	4,290	23.0	△32.6	9,396	36.7	119.0
海上	183	1.0	△29.9	130	0.7	△28.7	153	0.8	17.5	165	0.9	7.3	452	1.8	173.9
傷害	4,454	25.3	△8.6	3,816	21.2	△14.3	3,912	21.0	2.5	3,657	19.6	△6.5	3,566	13.9	△2.5
自動車	4,345	24.7	△7.1	4,281	23.8	△1.5	4,105	22.1	△4.1	3,613	19.3	△12.0	3,761	14.7	4.1
自動車損害賠償責任	249	1.4	△26.5	178	1.0	△28.5	203	1.1	13.8	158	0.8	△22.1	180	0.7	14.0
その他	3,583	20.4	7.6	4,421	24.6	23.4	3,844	20.7	△13.0	6,789	36.4	76.6	8,241	32.2	21.4
(うち賠償責任)	(1,923)	(10.9)	(10.9)	(2,731)	(15.2)	(42.0)	(1,951)	(10.5)	(△28.6)	(4,553)	(24.4)	(133.4)	(5,303)	(20.7)	(16.5)
合計	17,597	100.0	2.7	17,980	100.0	2.2	18,590	100.0	3.4	18,674	100.0	0.5	25,598	100.0	37.1

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

(単位: 百万円)

年度 種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	343	20.9	△ 27.2	147	9.7	△ 57.1	181	11.8	23.0	600	31.0	230.8	281	17.4	△ 53.1
海上	1	0.1	1,440.3	8	0.5	344.4	7	0.5	△ 11.4	0	0.0	△ 86.7	6	0.4	535.9
傷害	448	27.2	32.9	528	34.9	17.9	545	35.6	3.2	632	32.7	15.9	575	35.5	△ 9.0
自動車	2	0.2	△ 50.3	3	0.3	30.2	2	0.2	△ 31.9	2	0.1	3.8	2	0.1	△ 11.2
自動車損害賠償責任	710	43.1	△ 3.4	681	45.1	△ 4.0	638	41.7	△ 6.3	589	30.4	△ 7.7	564	34.8	△ 4.1
その他	139	8.5	12.7	143	9.5	2.6	156	10.2	9.6	111	5.8	△ 28.8	191	11.8	71.6
(うち賠償責任)	(110)	(6.7)	(△ 5.2)	(116)	(7.7)	(5.2)	(117)	(7.7)	(0.8)	(78)	(4.1)	(△ 32.7)	(97)	(6.0)	(23.8)
合計	1,647	100.0	△ 1.6	1,513	100.0	△ 8.1	1,532	100.0	1.3	1,937	100.0	26.4	1,622	100.0	△ 16.2

(注) 受再正味保険金: 受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

④回収再保険金

(単位: 百万円)

年度 種目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	3,866	34.3	30.5	4,015	34.4	3.9	5,580	45.9	39.0	3,750	30.0	△ 32.8	7,395	41.6	97.2
海上	133	1.2	△ 14.7	110	1.0	△ 17.3	138	1.1	25.5	141	1.1	2.3	367	2.1	159.9
傷害	2,146	19.1	△ 27.3	1,722	14.8	△ 19.7	1,721	14.1	△ 0.1	1,691	13.5	△ 1.8	1,569	8.9	△ 7.2
自動車	2,466	21.9	△ 7.0	2,456	21.0	△ 0.4	2,320	19.1	△ 5.5	2,032	16.2	△ 12.4	2,152	12.1	5.9
自動車損害賠償責任	249	2.2	△ 26.5	178	1.5	△ 28.5	203	1.7	13.8	158	1.3	△ 22.1	180	1.0	14.0
その他	2,401	21.3	16.0	3,187	27.3	32.7	2,201	18.1	△ 30.9	4,737	37.9	115.2	6,095	34.3	28.7
(うち賠償責任)	(1,444)	(12.8)	(28.2)	(2,340)	(20.1)	(62.0)	(1,256)	(10.3)	(△ 46.3)	(3,779)	(30.2)	(200.8)	(4,605)	(25.9)	(21.9)
合計	11,264	100.0	1.1	11,670	100.0	3.6	12,165	100.0	4.2	12,511	100.0	2.8	17,761	100.0	42.0

(注) 回収再保険金: 出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

⑤未収再保険金の推移

(単位: 百万円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年度開始時の未収再保険金	1,844 (92)	1,583 (91)	2,977 (85)	1,792 (89)	4,205 (101)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	10,984 (575)	11,476 (545)	9,330 (573)	12,308 (616)	17,304 (626)
3 当該年度回収等	11,245 (576)	10,082 (551)	10,516 (569)	9,895 (604)	18,645 (619)
4 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	1,583 (91)	2,977 (85)	1,792 (89)	4,205 (101)	2,864 (109)

(注) 1. 地震保険、自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りません。)

(5) 正味事業費率の推移

(単位: 百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保険引受に係る事業費		10,745	9,577	9,778	10,890	11,428
(保険引受に係る営業費および一般管理費)		(11,009)	(10,375)	(10,354)	(10,825)	(10,989)
(諸手数料および集金費)		(△ 263)	(△ 798)	(△ 576)	(64)	(439)
正味事業費率		53.0%	45.5%	44.9%	48.2%	49.1%

(注) 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	33.3	48.1	81.4	37.2	60.6	97.8	62.7	64.7	127.4
海上	16.2	20.4	36.6	25.1	8.1	33.2	90.2	11.4	101.6
傷害	36.3	55.7	92.0	35.1	58.5	93.6	32.7	58.2	90.9
自動車	62.1	40.6	102.7	58.4	41.7	100.1	59.9	38.7	98.6
自動車損害賠償責任	100.7	13.4	114.1	91.8	13.3	105.1	94.8	14.9	109.7
その他	37.6	33.9	71.5	37.5	35.6	73.1	40.8	35.9	76.7
(うち賠償責任)	(43.9)	(24.3)	(68.2)	(37.4)	(29.8)	(67.2)	(41.7)	(32.1)	(73.8)
合計	42.0	44.9	86.9	41.2	48.2	89.4	45.9	49.1	95.0

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	24.8	48.1	72.9	28.7	48.7	77.4	56.2	46.3	102.5
海上	19.6	27.7	47.3	13.2	22.1	35.3	65.2	24.7	89.9
傷害	33.2	49.9	83.1	29.0	51.2	80.2	30.1	51.9	82.0
(医療)	(31.1)	—	—	(29.0)	—	—	(28.5)	—	—
(がん)	(33.0)	—	—	(73.9)	—	—	(52.5)	—	—
(介護)	(—)	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—
(その他)	(33.8)	—	—	(28.9)	—	—	(30.6)	—	—
自動車	49.5	40.1	89.6	55.8	40.8	96.6	52.0	41.5	93.5
その他	36.8	41.4	78.2	60.0	40.3	100.3	66.2	40.5	106.7
(うち賠償責任)	(44.5)	(43.0)	(87.5)	(79.3)	(39.1)	(118.4)	(88.1)	(40.0)	(128.1)
合計	33.4	45.5	78.9	40.7	45.5	86.2	52.3	45.1	97.4

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

(8) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	平成 29 年度	220 百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	平成 30 年度	226 百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

(9) 積立保険 (貯蓄型保険) の契約者配当金

積立保険 (貯蓄型保険) では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払するとともに、保険期間中の運用が予定を上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払しています。

平成 29 年 7 月に当社が保有していたすべての積立保険が満期を迎え、現在は販売しておりません。

I-3 資産の運用

(1) 資産の運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払いに備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目標としています。

(2) 運用資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%		%
預貯金	5,902	11.9	5,678	11.1	7,985	14.1	6,574	10.5	10,141	15.8		
コールローン	1,425	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—		
有価証券	35,190	70.7	37,381	73.2	41,742	74.0	41,051	65.4	40,015	62.3		
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
土地・建物	335	0.7	300	0.6	292	0.5	320	0.5	287	0.4		
運用資産計	42,852	86.2	43,360	84.9	50,020	88.6	47,947	76.4	50,445	78.5		
総資産	49,743	100.0	51,058	100.0	56,435	100.0	62,729	100.0	64,214	100.0		

(3) 利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移

(単位：百万円)

区分	年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
		%		%		%		%		%		%
預貯金	0	0.01	0	0.00	△1	△0.03	24	0.36	19	0.24		
コールローン	0	0.02	0	0.01	0	0.00	—	—	—	—		
有価証券	135	0.39	111	0.31	86	0.23	65	0.15	60	0.15		
（公社債）	(73)	(0.27)	(58)	(0.21)	(47)	(0.15)	(31)	(0.09)	(24)	(0.07)		
（株式）	(13)	(1.82)	(15)	(2.21)	(13)	(2.02)	(16)	(2.46)	(21)	(3.17)		
（外国証券）	(48)	(0.69)	(37)	(0.48)	(25)	(0.37)	(17)	(0.31)	(14)	(0.31)		
（その他の証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
貸付金	0	2.49	—	—	—	—	—	—	—	—		
土地・建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小計	136	0.33	111	0.26	84	0.19	90	0.18	80	0.17		
その他	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—		
合計	136	—	111	—	84	—	90	—	80	—		

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息および配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローンについては日々の残高の平均に基づいて算出しています。

(4) 資産運用利回り（実現利回り）の推移

1. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り

- 分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高

2. [参考] 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り

- 分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額＊－前期末評価差額＊)
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＊
- ＊税効果控除前の金額によります。

資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度			平成 30 年度		
		資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
				%			%
預貯金		△ 93	6,828	△ 1.37	131	8,426	1.57
コールローン		－	－	－	－	－	－
有価証券		62	42,115	0.15	100	40,257	0.25
（公社債）		(30)	(35,993)	(0.09)	(25)	(34,738)	(0.07)
（株式）		(14)	(686)	(2.17)	(21)	(685)	(3.17)
（外国証券）		(17)	(5,435)	(0.31)	(52)	(4,833)	(1.09)
（その他の証券）		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金		－	－	－	－	－	－
土地・建物		－	295	－	－	302	－
金融派生商品		－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－
合計		△ 30	49,239	△ 0.06	232	48,987	0.47

[参考] 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度			平成 30 年度		
		資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
				%			%
預貯金		△ 93	6,828	△ 1.37	131	8,426	1.57
コールローン		－	－	－	－	－	－
有価証券		232	42,946	0.54	△ 281	41,258	△ 0.68
（公社債）		(△ 18)	(36,072)	(△ 0.05)	(40)	(34,768)	(0.12)
（株式）		(220)	(1,376)	(15.98)	(△ 313)	(1,581)	(△ 19.79)
（外国証券）		(30)	(5,496)	(0.56)	(△ 8)	(4,908)	(△ 0.18)
（その他の証券）		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金		－	－	－	－	－	－
土地・建物		－	295	－	－	302	－
金融派生商品		－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－
合計		138	50,069	0.28	△ 149	49,987	△ 0.30

(5) 海外投融資残高と利回りの推移

(単位: 百万円)

区分	年度	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		平成 28 年度 (平成 29 年 3 月 31 日現在)		平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)		平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
			%		%		%		%		%
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	2,404	32.4	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	2,404	32.4	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	5,524	56.5	6,025	61.6	4,711	48.0	3,418	46.0	4,918	100.0
	その他	4,258	43.5	3,755	38.4	5,101	52.0	1,608	21.6	—	—
	計	9,783	100.0	9,781	100.0	9,812	100.0	5,026	67.6	4,918	100.0
合計		9,783	100.0	9,781	100.0	9,812	100.0	7,431	100.0	4,918	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)		0.54		0.35		0.26		0.20		0.25
	資産運用利回り (実現利回り)		5.23		0.36		0.26		0.20		0.25
	(参考) 時価総合利回り		1.18		0.31		0.24		0.36		△ 0.78

(注) 各利回りの計算方法については、P68 [利息および配当金収入と運用資産利回り (インカム利回り) の推移] および P69 [資産運用利回り (実現利回り) の推移] の説明をご参照ください。

I-4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	31,138	31,849
資本金または基金等		12,097	12,243
価格変動準備金		12	21
危険準備金		14	15
異常危険準備金		18,106	19,006
一般貸倒引当金		7	5
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前)		900	556
土地含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		—	—
単体リスクの合計額	(B)	3,920	3,958
$[\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6]$			
(一般保険リスク R ₁)	* 1	2,313	2,374
(第三分野保険の保険リスク R ₂)	* 1	0	0
(予定利率リスク R ₃)	* 2	4	4
(資産運用リスク R ₄)	* 3	1,688	1,684
(経営管理リスク R ₅)	* 4	99	100
(巨大災害リスク R ₆)	* 5	953	943
単体ソルベンシー・マージン比率	(C)	1,588.6%	1,609.3%
$C = [(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$			

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第 86 条 (単体ソルベンシー・マージン) および第 87 条 (単体リスク) ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険 (予定利率リスク): 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 資産運用上の危険 (資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 4 経営管理上の危険 (経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 3 および * 5 以外のもの
 - * 5 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、損害保険会社の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

II 経理の状況

II-1 計算書類

(i) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	科目	年度	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		6,577	10,144	保険契約準備金		37,277	38,253
現金		2	2	支払備金		6,791	6,754
預貯金		6,574	10,141	責任準備金		30,485	31,499
有価証券		41,051	40,015	その他負債		9,876	11,034
国債		4,262	1,855	共同保険借		240	219
地方債		3,830	5,602	再保険借		508	618
社債		26,350	26,392	外国再保険借		4,355	5,401
株式		1,581	1,246	未払法人税等		319	171
外国証券		5,026	4,918	預り金		120	212
有形固定資産		795	727	未払金		2,223	2,393
建物		320	287	仮受金		1,650	1,594
リース資産		431	400	リース債務		458	424
その他の有形固定資産		43	39	退職給付引当金		2,607	2,087
無形固定資産		661	768	役員退職慰労引当金		57	39
ソフトウェア		652	762	賞与引当金		82	88
リース資産		8	5	特別法上の準備金		12	21
その他の無形固定資産		0	0	価格変動準備金		12	21
その他資産		8,243	7,077				
未収保険料		85	78				
代理店貸		1,368	1,042	負債の部合計		49,912	51,525
共同保険貸		63	76	【純資産の部】			
再保険貸		382	500	資本金		5,000	5,000
外国再保険貸		4,325	2,967	資本剰余金		1,250	1,250
未収金		1,045	1,097	資本準備金		1,250	1,250
未収収益		25	27	利益剰余金		5,847	5,993
預託金		383	400	その他利益剰余金		5,847	5,993
仮払金		562	835	繰越利益剰余金		5,847	5,993
その他の資産		—	52	株主資本合計		12,097	12,243
繰延税金資産		5,469	5,540	その他有価証券評価差額金		719	446
貸倒引当金		△ 70	△ 58	評価・換算差額等合計		719	446
				純資産の部合計		12,816	12,689
資産の部合計		62,729	64,214	負債および純資産の部合計		62,729	64,214

貸借対照表（平成30年度）の注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
- 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし平成28年4月1日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によるものとします。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、当社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
- 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は役員は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
- 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税込方式によるものとします。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか事務機器および乗用車の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は714百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権総額は165百万円、金銭債務は463百万円あります。
- 関係会社株式の額は280百万円あります。
- 繰延税金資産の総額は5,969百万円、繰延税金負債の総額は240百万円あります。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除した額は189百万円あります。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、責任準備金4,741百万円、退職給付引当金582百万円あります。
- 支払備金は、当期末において既に発生したまたは発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条に基づき計上しております。
- 責任準備金は、将来発生する可能性のある損害および異常災害損失のてん補、ならびに将来支払期日が到来する払戻金および返戻金等の支払に充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第116条、同施行規則第70条および第71条の規定に基づき計上しております。
- 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金	
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	21,227 百万円
同上にかかる出再支払備金	14,703 百万円
差引（イ）	6,523 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	230 百万円
計（イ+ロ）	6,754 百万円
(2) 責任準備金	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	32,062 百万円
同上にかかる出再責任準備金	21,055 百万円
差引（イ）	11,006 百万円
その他の責任準備金（ロ）	20,492 百万円
計（イ+ロ）	31,499 百万円
18. 賞与引当金には役員分12百万円が含まれております。	
19. 1株あたりの純資産額は77,851円52銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額は12,689百万円、普通株式に係る期末の純資産額は12,689百万円、1株あたりの純資産の算定に用いられた期末の普通株式数は163千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。	
20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。	
(1) 採用している退職給付制度の概要	
当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	△2,270 百万円
勤務費用	0 百万円
利息費用	△7 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△5 百万円
退職給付の支払額	495 百万円
期末における退職給付債務	△1,788 百万円
(3) 退職給付債務およびその内訳	
退職給付債務	△1,788 百万円
年金資産	－百万円
未積立退職給付債務	△1,788 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	183 百万円
未認識過去勤務債務	△482 百万円
貸借対照表計上額	△2,087 百万円
前払年金費用	－百万円
退職給付引当金	△2,087 百万円
(4) 退職給付債務等の計算基礎	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.33%
数理計算上の差異の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。	
過去勤務債務の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。	
21. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)	平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
経常収益		22,956	23,801
保険引受収益		22,651	23,367
正味収入保険料		22,615	23,291
収入積立保険料		0	—
積立保険料等運用益		35	39
支払備金戻入額		—	37
資産運用収益		60	192
利息および配当金収入		90	80
有価証券売却益		6	39
為替差益		—	111
積立保険料等運用益振替		△ 35	△ 39
その他経常収益		244	241
貸倒引当金戻入額		—	11
その他の経常収益		244	229
経常費用		21,837	23,301
保険引受費用		10,694	12,170
正味支払保険金		8,100	9,459
損害調査費		1,209	1,242
諸手数料および集金費		64	439
満期返戻金		6	—
支払備金繰入額		504	—
責任準備金繰入額		794	1,013
為替差損		10	12
その他保険引受費用		3	3
資産運用費用		127	0
有価証券売却損		8	0
為替差損		118	—
営業費および一般管理費		10,943	11,107
その他経常費用		72	23
支払利息		16	15
貸倒引当金繰入額		55	—
貸倒損失		—	4
その他の経常費用		0	2
経常利益		1,118	499
特別利益		45	—
特別法上の準備金戻入額		45	—
価格変動準備金		45	—
特別損失		8	8
固定資産処分損		8	0
特別法上の準備金繰入額		—	8
価格変動準備金		—	8
税引前当期純利益		1,155	491
法人税および住民税		823	306
法人税等調整額		△ 5,542	38
法人税等合計		△ 4,718	345
当期純利益		5,874	145

損益計算書（平成 30 年度）の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 1,523 百万円であり、費用総額は 2,714 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	64,616 百万円
支払再保険料	41,325 百万円
差引	23,291 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	27,220 百万円
回収再保険金	17,761 百万円
差引	9,459 百万円

(3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	17,098 百万円
出再保険手数料	16,659 百万円
差引	439 百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除く）	4,528 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	4,547 百万円
差引 (イ)	△ 18 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (ロ)	△ 18 百万円
計 (イ+ロ)	△ 37 百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	934 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	843 百万円
差引 (イ)	91 百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	921 百万円
計 (イ+ロ)	1,013 百万円

(6) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	19 百万円
コールローン利息	－百万円
有価証券利息・配当金	60 百万円
その他利息・配当金	－百万円
計	80 百万円

3. 1株あたりの当期純利益は 894 円 68 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 145 百万円
普通株式に係る当期純利益は 145 百万円、普通株式の期中平均株式数は 163 千株であります。

4. 退職給付関係

損害調査費ならびに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用は△ 24 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	0 百万円
利息費用	7 百万円
期待運用収益	－百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	48 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 81 百万円
計	△ 24 百万円

5. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関係会社の子会社	Chubb Tempest Reinsurance Ltd.	なし	出再保険取引 (注)	出再保険料	30,304	外国再保険貸	2,430
				出再手数料	14,173	外国再保険借	2,818
				出再保険金	16,102		

(取引条件および取引条件の決定方針)

(注) 価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

6. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,150	5,150	5,150	△ 7,077	△ 7,077	6,222	597	597	6,820
当期変動額									
減資	△ 3,150	3,150	3,150						
欠損填補		△ 7,050	△ 7,050	7,050	7,050				
当期純利益				5,874	5,874	5,874			5,874
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							121	121	121
当期変動額合計	△ 3,150	△ 3,900	△ 3,900	12,924	12,924	5,874	121	121	5,996
当期末残高	5,000	1,250	1,250	5,847	5,847	12,097	719	719	12,816

平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	5,000	1,250	1,250	5,847	5,847	12,097	719	719	12,816
当期変動額									
当期純利益				145	145	145			145
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							△ 272	△ 272	△ 272
当期変動額合計				145	145	145	△ 272	△ 272	△ 126
当期末残高	5,000	1,250	1,250	5,993	5,993	12,243	446	446	12,689

株主資本等変動計算書 (平成 30 年度) の注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数 (千株)	163	163
当事業年度増加株式数 (千株)	—	—
当事業年度減少株式数 (千株)	—	—
当事業年度末株式数 (千株)	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 1株あたり配当等の推移

項目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1株あたり配当額		—	—	—	—
1株あたり当期純利益		2,999 円 79 銭	6,201 円 13 銭	14,728 円 87 銭	36,040 円 98 銭	894 円 68 銭
配当性向		—	—	—	—	—
1株あたり純資産額		19,761 円 51 銭	27,597 円 71 銭	41,841 円 82 銭	78,629 円 82 銭	77,851 円 52 銭
従業員 1 人あたり総資産額		92 百万円	96 百万円	108 百万円	120 百万円	117 百万円

(注) 1. 1株あたり当期純利益は当期純利益÷期中平均株数(加重平均)により算出しております。
 2. 1株あたり純資産額は純資産額÷期末株数により算出しております。
 3. 従業員 1 人あたり総資産額は総資産額÷従業員数により算出しております。

(5) 会計監査

当社は、平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで)および平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日まで)の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

II-2 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
			%		%		%		%		%
現金		2	0.1	2	0.1	2	0.0	2	0.0	2	0.0
預貯金		5,902	99.9	5,678	99.9	7,985	100.0	6,574	100.0	10,141	100.0
(郵便貯金・郵便振替)		(252)	(4.3)	(309)	(5.4)	(218)	(2.7)	(307)	(4.7)	(255)	(2.5)
(当座預金)		(4,065)	(68.8)	(4,023)	(70.8)	(5,393)	(67.6)	(4,550)	(69.2)	(2,769)	(27.3)
(普通預金)		(1,584)	(26.8)	(1,345)	(23.7)	(2,372)	(29.7)	(1,716)	(26.1)	(7,117)	(70.2)
(通知預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(譲渡性預金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		5,905	100.0	5,681	100.0	7,988	100.0	6,577	100.0	10,144	100.0

(2) 商品有価証券

該当なし

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当なし

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
国債	20,020	56.9	13,499	36.1	9,498	22.8	4,262	10.4	1,855	4.6
地方債	—	—	421	1.1	3,275	7.8	3,830	9.3	5,602	14.0
社債	6,919	19.7	14,424	38.6	21,274	51.0	26,350	64.2	26,392	66.0
株式	1,132	3.2	1,418	3.8	1,379	3.3	1,581	3.9	1,246	3.1
外国証券	7,118	20.2	7,616	20.4	6,314	15.1	5,026	12.2	4,918	12.3
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	35,190	100.0	37,381	100.0	41,742	100.0	41,051	100.0	40,015	100.0

(5) 保有有価証券の利回りの推移

(単位：%)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.27	0.21	0.15	0.09	0.07
	株式	1.82	2.21	2.02	2.46	3.17
	外国証券	0.69	0.48	0.37	0.31	0.31
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.39	0.31	0.23	0.15	0.15
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.32	0.21	0.17	0.09	0.07
	株式	△ 3.84	13.22	2.02	2.17	3.17
	外国証券	6.63	0.49	0.37	0.31	1.09
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	1.50	0.53	0.24	0.15	0.25
[参考] 時価総合利回り	公社債	0.32	0.45	△ 0.06	△ 0.05	0.12
	株式	12.95	35.18	△ 1.77	15.98	△ 19.79
	外国証券	1.42	0.42	0.34	0.56	△ 0.18
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.90	1.51	△ 0.05	0.54	△ 0.68

(注) 1. 公社債は国債、地方債および社債の合計を記載しています。

2. 各利回りの計算方法については、P68 [利息および配当金収入と運用資産利回り (インカム利回り) の推移] および P69 [資産運用利回り (実現利回り) の推移] の説明をご参照ください。

(6) 有価証券残存期間別残高

平成 29 年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債		1,403	2,859	—	—	—	—	—	4,262
地方債		—	1,040	2,685	104	—	—	—	3,830
社債		5,896	13,311	6,168	933	—	40	—	26,350
株式		—	—	—	—	—	—	1,581	1,581
外国証券		1,102	1,707	608	—	—	—	1,608	5,026
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		8,401	18,919	9,463	1,038	—	40	3,189	41,051

平成 30 年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		1,855	—	—	—	—	—	—	1,855
地方債		113	3,391	2,097	—	—	—	—	5,602
社債		8,488	11,966	5,592	309	—	35	—	26,392
株式		—	—	—	—	—	—	1,246	1,246
外国証券		2,202	1,806	910	—	—	—	—	4,918
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		12,658	17,164	8,600	309	—	35	1,246	40,015

(7) 業種別保有株式の推移

区分	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%
保険業	25	295	26.1	25	295	20.9	25	295	21.4	24	292	18.5	24	292	23.5
建設業	273	686	60.7	273	975	68.8	273	930	67.4	113	1,120	70.8	113	804	64.5
卸売業	60	52	4.6	60	67	4.8	60	74	5.4	60	89	5.7	60	70	5.7
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	38	28	2.6	33	10	0.7	33	10	0.8	33	10	0.7	33	10	0.8
その他	2	68	6.0	2	68	4.8	2	68	5.0	2	68	4.3	2	68	5.5
合計	398	1,132	100.0	393	1,418	100.0	393	1,379	100.0	233	1,581	100.0	233	1,246	100.0

(注) 業種別区分は証券取引所の業種分類に準じています。

(8) 貸付金の業種別内訳と推移

該当なし

(9) 貸付金残存期間別残高

該当なし

(10) 貸付金担保別内訳の推移

該当なし

(11) 貸付金の使途別内訳の推移

該当なし

(12) 貸付金の企業規模別内訳の推移

該当なし

(13) 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土地		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
建物		335	300	292	320	287
営業用		335	300	292	320	287
賃貸用		—	—	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
合計		335	300	292	320	287
営業用		335	300	292	320	287
賃貸用		—	—	—	—	—
リース資産		510	400	425	431	400
その他の有形固定資産		96	70	53	43	39
有形固定資産合計		942	771	771	795	727

(14) 長期性資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
長期性資産		119	73	6	—	—

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

(15) 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では、特別勘定で処理すべき資産の保有および運用実績はありません。

(16) リスク管理債権の状況

該当なし

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当なし

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当なし

(19) 保険契約準備金の内訳

① 支払準備金の推移

(単位：百万円)

種目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
火災		579	471	613	711	696
海上		52	36	33	15	75
傷害		2,215	2,070	2,052	1,910	1,831
自動車		1,855	1,578	1,336	1,475	1,416
自動車損害賠償責任		295	281	261	248	230
その他		946	1,147	1,989	2,430	2,503
(うち賠償責任)		(437)	(454)	(1,141)	(1,132)	(1,066)
合計		5,945	5,585	6,287	6,791	6,754

② 責任準備金の推移

(単位：百万円)

種目	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
火災		8,015	8,258	8,543	8,701	8,955
海上		211	223	309	309	253
傷害		9,498	9,656	10,047	10,195	10,530
自動車		2,767	2,896	2,953	3,015	3,120
自動車損害賠償責任		1,450	1,420	1,403	1,442	1,463
その他		4,740	5,256	6,433	6,821	7,175
(うち賠償責任)		(2,106)	(2,214)	(3,343)	(3,400)	(3,371)
合計		26,683	27,712	29,690	30,485	31,499

③ 責任準備金残高の内訳

平成 29 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	3,980	4,715	5	—	—	8,701
海上	91	217	—	—	—	309
傷害	2,498	7,681	8	7	—	10,195
自動車	1,309	1,706	0	—	—	3,015
自動車損害賠償責任	1,442	—	—	—	—	1,442
その他	3,036	3,785	—	—	—	6,821
(うち賠償責任)	(1,577)	(1,823)	(—)	(—)	(—)	(3,400)
合計	12,357	18,106	14	7	—	30,485

平成 30 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,012	4,938	5	—	—	8,955
海上	28	224	—	—	—	253
傷害	2,543	7,970	10	6	—	10,530
自動車	1,307	1,812	0	—	—	3,120
自動車損害賠償責任	1,463	—	—	—	—	1,463
その他	3,114	4,060	—	—	—	7,175
(うち賠償責任)	(1,420)	(1,950)	(—)	(—)	(—)	(3,371)
合計	12,470	19,006	15	6	—	31,499

(20) 責任準備金積立水準

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
積立方式	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	標準責任準備金対象外契約
積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率＝(実際に積み立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48条に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(21) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成 26 年度	5,407	2,921	2,361	123
平成 27 年度	5,137	2,701	2,440	△ 4
平成 28 年度	4,876	2,842	2,382	△ 348
平成 29 年度	5,402	3,026	2,751	△ 375
平成 30 年度	5,989	3,295	2,953	△ 258

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	733			505			506			644			531		
1年後	718	0.979	△ 15	494	0.980	△ 10	511	1.009	4	651	1.010	6			
2年後	675	0.940	△ 43	527	1.066	32	493	0.965	△ 18						
3年後	638	0.946	△ 36	517	0.981	△ 10									
4年後	615	0.963	△ 23												
最終損害見積り額			615			517			493			651			531
累計保険金			540			442			334			338			68
支払備金			75			74			158			312			462

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 自動車保険は「対人」、「対物」、「車両」、「その他」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「対人」、「その他」であり、これらを集計したものを開示しております。

②傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	2,270			2,156			2,064			1,846			1,954		
1年後	2,377	1.047	106	2,274	1.055	117	2,069	1.003	5	1,958	1.060	111			
2年後	2,407	1.012	29	2,247	0.988	△ 27	2,065	0.998	△ 4						
3年後	2,426	1.008	19	2,211	0.984	△ 35									
4年後	2,395	0.987	△ 31												
最終損害見積り額			2,395			2,211			2,065			1,958			1,954
累計保険金			2,359			2,105			1,913			1,776			1,028
支払備金			36			106			151			181			926

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 傷害保険については「普通傷害」、「積立」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「普通傷害」のみであり、これを開示しております。

③賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
事故発生年度末	347			364			581			632			586		
累計保険金+支払備金															
1年後	390	1.125	43	484	1.328	119	626	1.078	45	638	1.010	6			
2年後	541	1.386	150	435	0.899	△49	641	1.023	14						
3年後	465	0.860	△75	429	0.987	△5									
4年後	479	1.031	14												
最終損害見積り額			479			429			641			638			586
累計保険金			750			386			537			455			249
支払備金			△270			42			103			183			336

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(23) 引当金明細表

平成 29 年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成 28 年度末 残高	平成 29 年度 増加額	平成 29 年度減少額		平成 29 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		4	7	—	4	7	(注) 参照
個別貸倒引当金		12	56	1	3	63	
退職給付引当金		2,806	—	177	21	2,607	
役員退職慰労引当金		54	13	11	—	57	
賞与引当金		56	82	56	—	82	
価格変動準備金		58	—	—	45	12	
合計		2,992	159	247	74	2,829	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

平成 30 年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度末 残高	平成 30 年度 増加額	平成 30 年度減少額		平成 30 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		7	5	—	7	5	(注) 参照
個別貸倒引当金		63	0	5	4	52	
退職給付引当金		2,607	—	495	24	2,087	
役員退職慰労引当金		57	14	31	—	39	
賞与引当金		82	88	82	—	88	
価格変動準備金		12	8	—	—	21	
合計		2,829	117	614	36	2,295	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

(24) 貸付金償却

該当なし

II-3 損益の明細

(1) 事業費（含む損害調査費）の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費		6,802	6,456	6,196	6,289	6,134
物件費		5,552	5,167	5,203	5,558	5,942
税金		268	250	270	304	272
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		—	—	—	—	—
諸手数料および集金費		△ 263	△ 798	△ 576	64	439
合計		12,358	11,076	11,093	12,218	12,789

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計です。

(2) 有価証券売却益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公社債		10	0	4	6	1
株式		—	77	—	—	—
外国証券		417	0	—	—	37
合計		427	78	4	6	39

(3) 有価証券売却損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公社債		—	—	0	6	0
株式		—	—	—	1	—
外国証券		0	—	—	—	—
合計		0	—	0	8	0

(4) 有価証券評価損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公社債		—	—	—	—	—
株式		42	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—
合計		42	—	—	—	—

(5) 有形固定資産処分益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土地・建物		—	—	—	—	—
リース資産		—	1	—	—	—
その他の有形固定資産		—	—	—	—	—
合計		—	1	—	—	—

(6) 有形固定資産処分損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土地・建物		14	3	8	5	—
リース資産		—	—	0	2	—
その他の有形固定資産		0	1	0	0	0
合計		15	4	9	8	0

(7) 減価償却費明細表

平成 29 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成 29 年度償却額	償却累計額	平成 29 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,484	193	688	795	46.4%
建物	515	39	194	320	37.8%
リース資産	803	137	371	431	46.3%
その他の有形固定資産	164	16	121	43	73.9%
無形固定資産	2,800	243	2,390	409	85.4%
合計	4,284	436	3,079	1,205	

平成 30 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成 30 年度償却額	償却累計額	平成 30 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,442	191	714	727	49.5%
建物	519	36	231	287	44.6%
リース資産	746	138	346	400	46.4%
その他の有形固定資産	176	16	136	39	77.4%
無形固定資産	2,914	209	2,336	577	80.2%
合計	4,356	401	3,051	1,305	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、ソフトウェア（未稼働のものを除く）とリース資産です。

II-4 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

① 売買目的有価証券	該当なし
② 満期保有目的の債券で時価のあるもの	該当なし
③ 子会社株式で時価のあるもの	該当なし

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度			平成 30 年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	10,381	10,432	50	16,941	16,988	46
	株式	314	1,209	895	314	875	561
	外国証券	4,350	4,426	75	3,002	3,017	14
	小計	15,046	16,069	1,022	20,257	20,880	622
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債※	24,032	24,010	△ 21	16,865	16,862	△ 3
	株式※	—	—	—	—	—	—
	外国証券※	600	600	0	1,902	1,901	0
	小計	24,632	24,611	△ 21	18,767	18,763	△ 4
合計	39,679	40,680	1,000	39,025	39,644	618	

※その他有価証券で時価のあるものについて

平成 29 年度・平成 30 年度において減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて 30% 以上下落したものを対象としています。

⑤ 売却した満期保有目的の債券

該当なし

⑥ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)			平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)		
		売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他有価証券		5,202	6	8	2,506	39	0

⑦ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当なし

(2) 子会社株式

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
株式		280	280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公社債		—	—
株式		91	91
外国証券		—	—
合計		91	91

⑧ その他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	年度	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)				平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)			
		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債		1,403	2,859	—	—	1,855	—	—	—
地方債		—	3,726	104	—	113	5,488	—	—
社債		5,896	19,480	933	40	8,488	17,559	309	35
外国証券		1,102	2,316	—	—	2,202	2,716	—	—
合計		8,401	28,382	1,038	40	12,658	25,764	309	35

(2) 金銭の信託に係る時価情報

該当なし

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引に係る時価情報

該当なし

(5) 先物外国為替取引に係る時価情報

該当なし

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（下記（7）に掲げるものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）に係る時価情報

該当なし

III 企業集団等の状況

III-1 事業の概況（連結）

業績

当決算期における日本経済は、相次ぐ自然災害等による影響を受けたものの、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続しました。世界経済においては、米国は好調な雇用所得環境を背景に堅調に推移しましたが、中国や欧州における景気低迷により、全体として先行き不透明感が高まりました。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が5億5千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億8千1百万円となりました。

連結キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に外国再保険借の増加により、前連結会計年度に比べて48億1千4百万円増加し、30億2千7百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより5億8千4百万円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済により、1億4千1百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて35億8千2百万円増加し、107億7千4百万円となりました。

III-2 主要な経営指標等の推移（連結）

（単位：百万円）

項目	連結会計年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
連結経常収益		21,848	22,051	22,456	23,127	23,971
連結正味収入保険料		20,429	21,209	21,957	22,783	23,458
連結経常利益		1,276	1,941	3,030	1,183	551
親会社株主に帰属する当期純利益		532	1,052	2,430	5,934	181
連結包括利益		759	2,294	2,219	6,024	△ 128
連結純資産額		2,728	5,022	7,242	13,266	13,137
連結総資産額		50,024	51,386	56,795	63,165	64,667
連結ベース1株あたり純資産額		16,737円92銭	30,815円29銭	44,430円18銭	81,389円41銭	80,598円22銭
連結ベース1株あたり当期純利益		3,264円83銭	6,457円51銭	14,914円9銭	36,408円75銭	1,114円95銭
自己資本比率		5.45%	9.77%	12.75%	21.00%	20.32%
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,858	347	7,057	△ 1,787	3,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		200	△ 1,809	△ 4,586	702	584
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 135	△ 129	△ 127	△ 143	△ 141
現金および現金同等物の期末残高		7,786	6,195	8,539	7,192	10,774
従業員数		555名	547名	540名	538名	564名
連結ソルベンシー・マージン比率		1,026.0%	1,180.6%	1,232.9%	1,626.8%	1,646.9%

III-3 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	科目	年度	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		7,362	10,944	保険契約準備金		37,504	38,483
有価証券		40,771	39,735	支払備金		6,804	6,768
有形固定資産		798	730	責任準備金等		30,700	31,715
建物		320	287	その他負債		9,940	11,081
リース資産		434	401	外国再保険借		4,355	5,401
その他の有形固定資産		43	40	未払法人税等		332	175
無形固定資産		661	768	未払金		2,261	2,438
ソフトウェア		652	762	その他の負債		2,990	3,066
リース資産		8	5	退職給付に係る負債		2,299	1,812
その他の無形固定資産		0	0	役員退職慰労引当金		57	39
その他資産		8,155	6,993	賞与引当金		85	91
外国再保険貸		4,325	2,967	特別法上の準備金		12	21
その他の資産		3,829	4,026	価格変動準備金		12	21
繰延税金資産		5,486	5,554				
貸倒引当金		△ 70	△ 58				
				負債の部合計		49,899	51,529
				【純資産の部】			
				資本金		5,000	5,000
				資本剰余金		1,250	1,250
				利益剰余金		5,960	6,142
				株主資本合計		12,210	12,392
				その他有価証券評価差額金		719	446
				退職給付に係る調整累計額		337	299
				その他の包括利益累計額合計		1,056	745
				純資産の部合計		13,266	13,137
資産の部合計		63,165	64,667	負債および純資産の部合計		63,165	64,667

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)	平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
経常収益		23,127	23,971
保険引受収益		22,819	23,533
正味収入保険料		22,783	23,458
収入積立保険料		0	—
積立保険料等運用益		35	39
責任準備金等戻入額		—	35
資産運用収益		60	192
利息および配当金収入		90	80
有価証券売却益		6	39
その他運用収益		—	111
積立保険料等運用益振替		△ 35	△ 39
その他経常収益		247	245
その他の経常収益		247	245
経常費用		21,944	23,419
保険引受費用		10,510	11,996
正味支払保険金		8,117	9,482
損害調査費		1,229	1,262
諸手数料および集金費		△ 159	221
満期返戻金		6	—
支払備金繰入額		504	—
責任準備金等繰入額		797	1,015
為替差損		10	12
その他保険引受費用		3	3
資産運用費用		127	0
有価証券売却損		8	0
為替差損		118	—
営業費および一般管理費		11,233	11,398
その他経常費用		72	23
支払利息		17	16
貸倒引当金繰入額		55	—
貸倒損失		—	4
その他の経常費用		0	3
経常利益		1,183	551
特別利益		45	—
特別法上の準備金戻入額		45	—
価格変動準備金		45	—
特別損失		8	8
固定資産処分損		8	0
特別法上の準備金繰入額		—	8
価格変動準備金		—	8
税金等調整前当期純利益		1,220	543
法人税および住民税等		844	320
法人税等調整額		△ 5,558	40
法人税等合計		△ 4,714	361
当期純利益		5,934	181
非支配株主に帰属する当期純利益		—	—
親会社株主に帰属する当期純利益		5,934	181

(3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)	平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
当期純利益		5,934	181
その他の包括利益		89	△ 310
其他有価証券評価差額金		121	△ 272
退職給付に係る調整額		△ 32	△ 38
包括利益		6,024	△ 128

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)	平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		1,220	543
減価償却費		467	432
支払備金の増減額 (△は減少)		504	△ 35
責任準備金等の増減額 (△は減少)		797	1,015
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		53	△ 11
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 192	△ 524
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		2	△ 17
賞与引当金の増減額 (△は減少)		25	5
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		△ 45	8
利息および配当金収入		△ 90	△ 80
有価証券関係損益 (△は益)		2	△ 39
支払利息		17	16
為替差損益 (△は益)		118	△ 111
有形固定資産関係損益 (△は益)		8	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 3,222	816
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 682	1,336
小計		△ 1,015	3,352
利息および配当金の受取額		162	171
利息の支払額		△ 17	△ 16
法人税等の支払額		△ 917	△ 480
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,787	3,027
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 8,629	△ 10,986
有価証券の売却・償還による収入		9,411	11,587
資産運用活動計		781	601
(営業活動および資産運用活動計)		(△ 1,005)	(3,628)
有形固定資産の取得による支出		△ 79	△ 17
投資活動によるキャッシュ・フロー		702	584
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△ 143	△ 141
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 143	△ 141
現金および現金同等物に係る換算差額		△ 118	111
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 1,346	3,581
現金および現金同等物の期首残高		8,539	7,192
現金および現金同等物の期末残高		7,192	10,774

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および同等物)は手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金、コールローン等の短期投資からなっております。

(5) 連結株主資本等変動計算書

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,150	5,150	△ 7,024	6,275	597	369	966	7,242
当期変動額								
減資	△ 3,150	3,150						
欠損填補		△ 7,050	7,050					
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,934	5,934				5,934
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					121	△ 32	89	89
当期変動額合計	△ 3,150	△ 3,900	12,984	5,934	121	△ 32	89	6,024
当期末残高	5,000	1,250	5,960	12,210	719	337	1,056	13,266

平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	5,960	12,210	719	337	1,056	13,266
当期変動額								
親会社株主に 帰属する当期純利益			181	181				181
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△ 272	△ 38	△ 310	△ 310
当期変動額合計			181	181	△ 272	△ 38	△ 310	△ 128
当期末残高	5,000	1,250	6,142	12,392	446	299	745	13,137

◆連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（平成 30 年度）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社
Chubb 少額短期保険株式会社
2. 会計方針に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
 - (2) 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし平成 28 年 4 月 1 日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - (3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (4) 貸倒引当金は、当社および連結子会社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部等が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
- (5) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15 年による按分額を費用処理し、前連結会計年度末で終了しております。数理計算上の差異および過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末の要支給見積額を計上しております。
- (7) 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
- (9) 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
3. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

◆平成 30 年度連結貸借対照表関連

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 718 百万円であります。
2. 賞与引当金には役員分 12 百万円が含まれております。
3. 1 株あたりの純資産額は 80,598 円 22 銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は 13,137 百万円、普通株式に係る期末の純資産額は 13,137 百万円、1 株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数は 163 千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 30 年度連結損益計算書関連

1. 1 株あたりの親会社株主に帰属する当期純利益は 1,114 円 95 銭であります。
算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は 181 百万円、普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益は 181 百万円、普通株式
- の期中平均株式数は 163 千株であります。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 30 年度連結包括利益計算書関連

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金		退職給付に係る調整額	
当期発生額	△ 230 百万円	当期発生額	0 百万円
組替調整額	△ 151 百万円	組替調整額	△ 38 百万円
税効果調整前	△ 381 百万円	税効果調整前	△ 38 百万円
税効果額	108 百万円	税効果額	一百万円
その他有価証券評価差額金	△ 272 百万円	退職給付に係る調整額	△ 38 百万円
		その他の包括利益合計	△ 310 百万円

◆平成 30 年度連結株主資本等変動計算書関連

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当連結会計年度期首株式数（千株）	163	163
当連結会計年度増加株式数（千株）	—	—
当連結会計年度減少株式数（千株）	—	—
当連結会計年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆平成 30 年度金融商品関連

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当社は損害保険事業を行っており保険料として収受した資金等の運用を行っております。資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目的としております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当社が保有する金融資産は主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券です。資産運用に関するリスクは金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、巨大災害の発生、市場の混乱等により著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。
- (3) 金融商品に係わるリスク管理態勢
資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規定に従い、以下のモニタリングをリスク管理委員会資産運用リスク部会で実施し、四半期ごとにリスク管理委員会ならびに取締役会へ報告しております。
①市場リスクについては含み損益、損益分岐点、金利感応度の状況をモニタリングしております。また VaR によるリスク量の管理を行っております。
②信用リスクについては同一与信先ならびに格付別の与信限度額の管理を行っております。
③流動性リスクについては災害時を想定した場合の想定資金化期間の状況をモニタリングしております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金および預貯金	10,944	10,944	—
(2) 有価証券	39,644	39,644	—
その他有価証券	39,644	39,644	—
(3) 外国再保険貸	0	0	—
資産計	50,589	50,589	—
(1) 外国再保険借	5,401	5,401	—
負債計	5,401	5,401	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金および預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によります。また、投資信託については、公表されている基準価格によります。

(3) 外国再保険貸

主にグループ会社に対する再保険金の支払債権であり短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 外国再保険借

主にグループ会社に対する再保険料の支払債務であり短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は非上場株式 91 百万円であり、これらは含まれておりません。

(6) 会計監査

当社は、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで）および平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

III-4 リスク管理債権

該当なし

III-5 セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益の合計および資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも 90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

同上

(2) 所在地別セグメント情報

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

全セグメントの経常収益の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

同上

(3) 海外売上高

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の 10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

同上

III-6 Chubb 少額短期保険株式会社の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
単体ソルベンシー・マージン総額 (A)		432	472
純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。)		392	428
価格変動準備金		—	—
異常危険準備金		39	43
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または 100%)		—	—
土地含み損益 (85%または 100%)		—	—
契約者配当準備金		—	—
将来利益		—	—
税効果相当額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
単体リスクの合計額 (B)		34	34
$\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3 + R_4}$			
保険リスク相当額		17	17
(一般保険リスク R_1) * 1		17	17
(巨大災害リスク R_4) * 4		—	—
(資産運用リスク R_2) * 2		28	28
(経営管理リスク R_3) * 3		0	0
単体ソルベンシー・マージン比率 (C)		2,540.1%	2,761.8%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 211 条の 59、第 211 条の 60 および平成 18 年金融庁告示第 14 号の規定に基づいて算出しています。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 3 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 2 および * 4 以外のもの
 - * 4 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、少額短期保険業者の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払い能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)		31,627	32,341
資本金または基金等		12,210	12,392
価格変動準備金		12	21
危険準備金		14	15
異常危険準備金		18,106	19,006
一般貸倒引当金		7	5
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または100%)		900	556
土地含み損益 (85%または100%)		—	—
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額 (税効果控除前)		337	299
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		39	43
その他		—	—
控除項目		—	—
連結リスクの合計額 (B)		3,888	3,927
$\sqrt{((R_1^2+R_2^2)+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁) * 1		2,313	2,374
生命保険契約の保険リスク (R ₂) * 1		—	—
第三分野保険の保険リスク (R ₃) * 1		0	0
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄) * 1		17	17
予定利率リスク (R ₅) * 2		4	4
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆) * 3		—	—
資産運用リスク (R ₇) * 4		1,611	1,607
経営管理リスク (R ₈) * 5		98	98
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉) * 6		953	943
連結ソルベンシー・マージン比率 (C)		1,626.8%	1,646.9%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2 (連結ソルベンシー・マージン) および第 88 条 (連結リスク) ならびに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率です。

◆連結ソルベンシー・マージン比率

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。
連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社 (議決権が 50% 超の子会社) については計算対象に含めていません。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 最低保証上の危険 (生命保険契約の最低保証リスク) : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - * 4 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 5 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 4 および * 6 以外のもの
 - * 6 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」
当社およびその子会社等の純資産 (剰余金処分額を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み益の一部等の総額
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

その他

損害保険用語の解説	102
店舗所在地一覧	104

損害保険用語の解説

〈カ行〉

価格変動準備金

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

クーリングオフ制度

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができるとなっています。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外になっています。

契約者貸付

積立保険(貯蓄型保険)を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返戻金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基本的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続を行えるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続等が記載されています。

契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえば、保険で支払われない事故によって保険の対象が消失した場合は、保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、次の①～③に該当する事項について、保険契約者等は保険会社に対して、「質問応答義務」として答えなければなりません。これを告知義務といいます。

①危険に関する ②重要な事項で ③保険会社が「告知事項」として告知を求めたものとし、たとえば、火災保険では、建物の所在地、構造、他の保険契約等の有無などにつき、この告知義務があります。

〈サ行〉

再調達価額

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額のことです。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を相当の対価を支払って他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価

現在お住まいの建物、またはご所有の家財と同等の物をその時点にて新たに建築、あるいは購入するのに必要な金額(再調達価額)から、使用による消耗分を差し引いた金額のことです。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称しています。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略していいます。火災保険において多く行われており、保険の対象(たとえば火災保険における建物)のうえに担保物権を持つ者(たとえば抵当権者)の債権を保全する手段の1つです。

指定紛争解決機関

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続を実施します。当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しており、当社との間で問題を解決できない場合には解決の申立てを行うことができます。

重度後遺障害

①両眼失明、②咀嚼(食べ物をよく噛み砕くこと)または言語機能の全廃、③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する障害等をいいます。

全損

保険の対象が完全に消失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合で保険金額の全額が支払われる損害を全損といいますが、これらに至らない損害を分損といいますが、

損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した人が損害保険の募集に関する知識や業務のさらなるステップアップをめざすしくみです。一般社団法人日本損害保険協会が従来実施していた「損害保険代理店専門知識」と一般社団法人日本損害保険代理業協会の「保険大学校・認定保険代理士制度」の2つの制度を整理・統合し、損害保険業界共通の制度として創設されたものです。

損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険募集にあたり、保険商品に関する重要事項等を正確に説明するための知識を業界共通の内容で教育することを目的とした試験制度です。試験には基礎単位と商品単位があり、これから代理店登録または募集人届出をする方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験で5年の更新制となります。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出の根拠として用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えたものを正味保険料で除した割合を指します。

〈タ行〉

大数(たいう)の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいますが、個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額(ご契約金額)が保険の対象の価額(保険価額)を超えて設定されている場合を超過保険といいますが、また、実際の価額より保険金額が少なく設定されている場合を一部保険といいますが、一部保険の場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の保険の対象について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といいますが、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいますが、

通知義務

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡する義務のことをいいます。たとえば、火災保険の場合、住居を店舗に改造した時などがこれに該当します。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用するしくみのことをいいます。

〈八行〉

被保険者（ひほけんしゃ）

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例支払

損害が発生した時、保険金額（ご契約金額）が保険価額（保険の対象としたものの実際の価額）を下回っている一部保険の場合に、その不足する割合に応じて保険金を減額してお支払いすることをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らないことをいいます。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金をお支払いします。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない時には保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・押印し、保険会社に提出する所定の書類のことをいいます。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは契約内容に対する理解の相違が生じ、紛争の原因となるので、一般的に保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事故をいいます。たとえば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

保険の対象

保険によって補償される対象のことをいいます。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

保険約款（やっかん）

保険契約の内容を定めたものです。保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定められています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の補償内容を拡張・変更・制限する特別約款および特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則です。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

保険料を算出するうえで用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。たとえば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1パーミル」と表現されることがあります。

〈マ行〉

満期返戻（へんれい）金

積立保険（貯蓄型保険）または月掛けの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。なお、保険の種類等により満期払戻（はらいもどし）金という場合があります。

免責

保険契約の申し込みの際に、補償されない（保険金が支払われない）事項を定める場合がありますが、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合には補償されません。

免責金額

自己負担額のことです。支払保険金の計算にあたって損害額から差引く金額をいいます。免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式が一般的です。

元受（もとうけ）収入保険料、

元受正味保険料、正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いる元受収入保険料、元受正味保険料、正味収入保険料とは、それぞれ次のものをいいます。

• 元受収入保険料

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

• 元受正味保険料

元受収入保険料（グロス）から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。積立保険（貯蓄型保険）については収入積立保険料を含みます。

• 正味収入保険料

元受正味保険料に受再正味保険料を加え、支払再保険料および収入積立保険料を控除したものをいいます。

元受（もとうけ）保険

保険会社が個々の個人や法人の契約者と契約する保険のすべてをいいます。

本社	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7000(代)
北海道支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-1501(代) Fax(011)241-0368
東北支店	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(022)262-7791(代) Fax(022)265-0527
青森営業所	〒033-0001	青森県三沢市中央町4丁目3番4号(YG三沢ビル)	(0176)53-4413(代) Fax(0176)57-0408
北関東支店	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号(ソニックシティビル)	(048)644-1233(代) Fax(048)647-2375
新潟営業所	〒950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号(大和地所新潟笹口ビル)	(025)245-7291(代) Fax(025)244-8789
宇都宮営業所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号(明治安田生命宇都宮大通りビル)	(028)635-6699(代) Fax(028)633-5536
前橋営業所	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町3丁目5番13号(前橋セントラルビル)	(027)235-7071(代) Fax(027)235-7075
旅行保険本部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7060(代) Fax(03)6364-7422
不動産保険本店営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7050(代) Fax(03)6364-7420
不動産保険代理店センター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7084(代) Fax(03)6364-7420
東京支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7070(代) Fax(03)6364-7416
企業営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7182(代) Fax(03)6364-7410
中央統括支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7080(代) Fax(03)6364-7418
神奈川支店	〒220-8144	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号(横浜ランドマークタワー)	(045)683-3600(代) Fax(045)683-3636
静岡支店	〒420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11番30号(エクセルワート静岡ビル)	(054)254-0331(代) Fax(054)254-7915
浜松営業所	〒430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111番2号(浜松アクトタワー)	(053)454-4401(代) Fax(053)455-1655
名古屋支店	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000(代) Fax(052)747-7100
岐阜営業所	〒500-8833	岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号(協和興業ビル)	(058)264-6271(代) Fax(058)263-7267
三重営業所	〒510-0067	三重県四日市市浜田町6番11号(サムティ四日市ビル)	(059)352-2164(代) Fax(059)354-1364
中部不動産保険営業部	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000(代) Fax(052)747-7100
大阪支店	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591(代) Fax(06)6343-7588
京都営業所	〒604-8101	京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幡町65番地(京都朝日ビル)	(075)211-5501(代) Fax(075)251-0798
徳島営業所	〒770-0841	徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地(大樹生命徳島ビル)	(088)626-3511(代) Fax(088)655-1876
関西不動産保険営業部	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591(代) Fax(06)6343-7588
広島支店	〒730-0017	広島県広島市中区鉄砲町7番18号(東芝フコク生命ビル)	(082)221-9311(代) Fax(082)223-8441
岡山営業所	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号(日本生命岡山第2ビル新館)	(086)224-6285(代) Fax(086)231-9625
福岡支店	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館)	(092)751-5061(代) Fax(092)771-5504
北九州営業所	〒802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号(KMMビル)	(093)511-5012(代) Fax(093)511-6509
熊本支店	〒860-0805	熊本県熊本市中央区桜町1番20号(西嶋三井ビルディング)	(096)354-8221(代) Fax(096)359-4559
沖縄支店	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6660(代) Fax(098)911-9900
ブローカー セールス&マーケティング部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7181(代) Fax(03)6364-7410

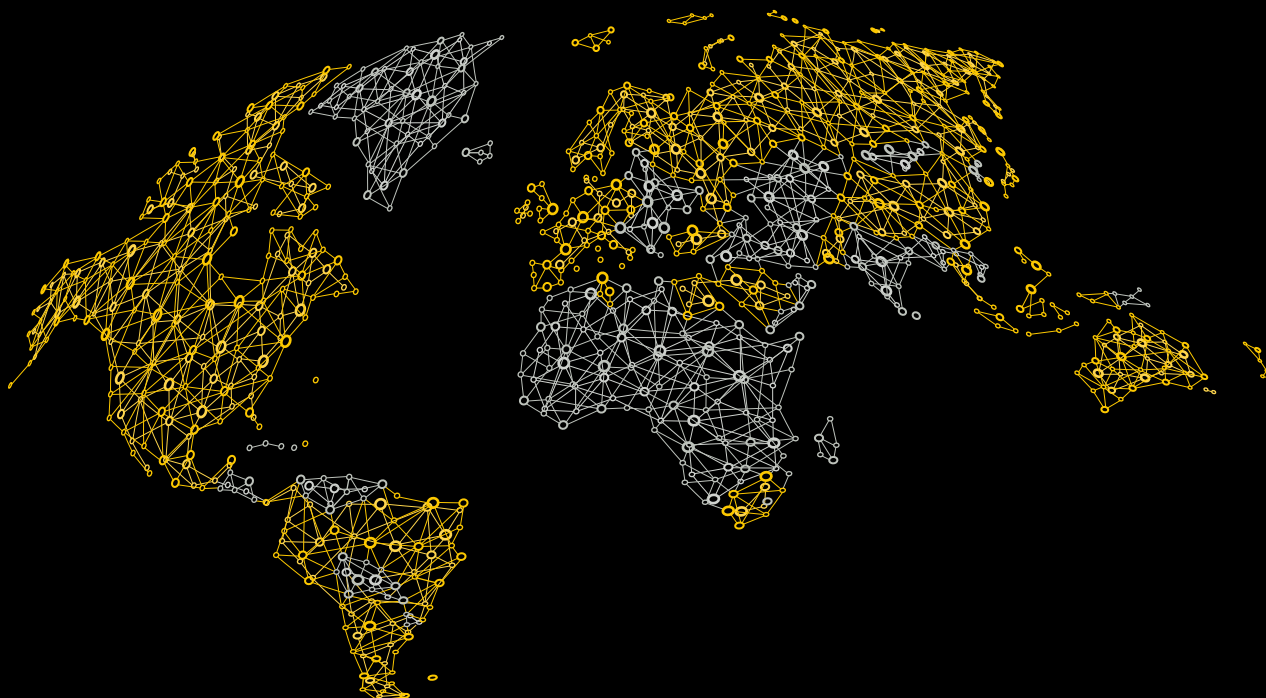
損害サービス専門オフィス

保険金カスタマーセンター	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(050)3164-8690(代) Fax(022)778-0245
火災・新種個人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7210(代) Fax(03)6364-7450
火災・新種法人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7211(代) Fax(03)6364-7451
傷害・医療保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7220(代) Fax(03)6364-7448
自動車保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7200(代) Fax(03)6364-7440
札幌サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-8023(代) Fax(011)261-1512
名古屋サービスセンター	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番地3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7020(代) Fax(052)747-7120
大阪サービスセンター	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7585(代) Fax(06)6343-7583
福岡サービスセンター	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館)	(092)751-5067(代) Fax(092)751-3994
沖縄サービスセンター	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6630(代) Fax(098)911-9900

各種お問い合わせ先

事故受付サービス	0120-011-313	海外旅行保険事故専用	0120-071-313
お客様サポートダイヤル	0120-550-385	傷害保険事故専用	0120-091-313
		がん・医療保険事故専用	0120-289-822

世界 54 カ国で事業展開する損害保険のグローバルリーダー、チャブ・グループ。



チャブ・グループは、
これらの国や地域で事業を展開。
世界中でお客様のリスクを
管理・サポートしています。

Argentina	Czech Republic	Ireland	Panama	Sweden
Australia	Denmark	Italy	Peru	Switzerland
Austria	Ecuador	Japan	Philippines	Taiwan
Bahrain	Egypt	Korea	Poland	Thailand
Belgium	Finland	Macao	Portugal	Tunisia
Bermuda	France	Malaysia	Puerto Rico	Turkey
Brazil	Germany	Mexico	Russia	United Arab Emirates
Canada	Gibraltar	Netherlands	Saudi Arabia	United Kingdom
Chile	Hong Kong	New Zealand	Singapore	United States
China	Hungary	Norway	South Africa	Vietnam
Colombia	Indonesia	Pakistan	Spain	

www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.SM